

## 制度検討委員会

委員長：櫻井 裕之

委員：亀井 讓、副島 一孝、細川 亙、森岡 康祐

活動の概要：

諸規定の変更を行った。詳細は第 17 号議案 細則等変更の件にて。

— 番外 —

— 規約集掲載 —

\* 規約集には学会専門医制度は存在しないが、HP内の専門医認定審査に関わるページにおいて、現制度として掲載される。  
 \* 一方、規約集に掲載されている領域専門医制度及び細則は、HP上では専門医新制度として記載されている。  
 \* 2021年度までの専門医認定審査に関しては、この学会専門医制度に基づいて行われる予定

**形成外科学会専門医制度**

(専門医認定と施設認定に関する規定)

**形成外科学会専門医制度細則**

(専門医認定と施設認定に関する規定が主だが、更新・資格取り消しに関しても一部規定あり。)

**C. 専門医生涯教育制度細則**

(専門医資格更新に関する規定)

**D. 専門医生涯教育制度施行細則**

(専門医資格更新に関する規定)

\* 現行の専門医生涯教育制度は、学会専門医と領域専門医の生涯教育に関する内容が混在している。

**A. 形成外科領域専門医制度**

(専門医認定と施設認定に関する規定)

**B. 形成外科領域専門医制度細則**

(専門医認定と施設認定に関する規定が主だが、更新・資格取り消しに関しても一部規定あり。)

**E. 形成外科領域指導医制度**

(指導医認定に関する規定、分野指導医・特定分野指導医に関しても記載)

**F. 形成外科領域指導医制度細則**

(指導医認定・指導医資格更新に関する規定)

**G. 特定分野指導医制度：皮膚腫瘍外科分野指導医細則**

**H. 特定分野指導医制度：皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則**

**I. 特定分野指導医制度：小児形成外科分野指導医細則**

**J. 特定分野指導医制度：小児形成外科分野指導医施行細則**

**K. 特定分野指導医制度：再建・マイクロサージャリー分野指導医細則**

**L. 特定分野指導医制度：再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則**

**M. 特定分野指導医制度：レーザー分野指導医細則\***

(\* 現行の規約集に存在しない。)

**N. 特定分野指導医制度：レーザー分野指導医施行細則**

# A

## 一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度

平成 27 年 4 月 制定

平成 29 年 4 月 改定

(目的)

第 1 条 形成外科領域専門医制度は、必要にして十分な能力をもつ形成外科医を認定することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(義務)

第 2 条 形成外科領域専門医は、形成外科の進歩と学会の発展のために積極的に努力し、後進の指導に尽くさねばならない。

(専門医の認定)

第 3 条 日本形成外科学会（以下学会という）は、一般社団法人日本専門医機構（以下機構という）の委託を受けて、医師であって、学会および機構の認定する施設において所定の修練を行い、形成外科領域の基本的な知識と技能を習得したものを審査の上、形成外科領域専門医有資格者として機構に報告する。

(専門研修基幹施設および専門研修連携施設の認定)

第 4 条 学会は専門医となるための修練に適した施設を専門研修基幹施設および専門研修連携施設として認定し、機構に報告した後に専門研修施設証を交付し、登録簿に登録する。

(認定細則)

第 5 条 第 3 条および第 4 条の認定に関する手続きその他を規定するために、認定に関する細則を定める。

(委員会)

第 6 条 専門医資格認定ならびに専門研修施設認定に関する業務を行うために、学会に専門医認定委員会ならびに認定施設認定委員会を置く。

(認定の取り消し)

第 7 条 理事長は別に定める細則により資格認定を取り消し、機構に報告することができる。

(専門医資格の継承)

第 8 条 本制度施行前の日本形成外科学会専門医制度において専門医の資格を有している者に対しては、専門医資格の更新に際して一定の審査を経た後に、名称を形成外科領域専門医と改称して同資格を継承するものとする。

(継承細則)

第 9 条 第 8 条の継承に関する手続きその他を規定するために別に細則を定める。

(改廃)

第 10 条 この制度の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

### 附 則

1. この制度は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。  
第 3 条の機構による専門医認定は、本制度による専門研修修了者について行う。それ以前の制度による形成外科研修修了者については学会が形成外科専門医の認定を行い、専門医資格の更新に際して形成外科領域専門医としての資格継承を行う。

# B

## 一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 細則

平成 27 年 3 月 制定

平成 28 年 4 月 改定

平成 29 年 4 月 改定

### 第 1 章 総 則

第 1 条 (目的) 形成外科領域専門医制度細則 (以下細則という)は、形成外科領域専門医制度第 5 条にもとづき、研修の細目ならびに認定に関する手続きを定めるものである。

### 第 2 章 専門医認定委員会

第 2 条 (専門医認定委員会の構成) 制度第 6 条の専門医認定委員会の構成は 18 名とする。

第 3 条 (選出) 専門医認定委員のうち 10 名は評議員会において専門医である評議員の中から選挙より選出する。その選出には定款細則第 5 条より第 7 条までの規定を準用し、選出すべき人数の半数の連記投票による。他の 8 名は理事長が別途指名する。

第 4 条 (任期) 専門医認定委員の任期は評議員選挙の行われた年の通常総会終了時より、次次期通常総会終了時までとし、連続 2 期を越えることはできない。

第 5 条 (補充) 専門医認定委員の欠員を生じた時は、次点者を繰り上げ、その任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 (事務所) 専門医認定委員会は学会事務局内に事務所を置く。

第 7 条 (委員長) 専門医認定委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

第 8 条 (招集) 専門医認定委員会の招集は委員長が行う。委員現在数の 3 分の 1 以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

第 9 条 (議長) 専門医認定委員会の議長は委員長とする。

第 10 条 (成立) 専門医認定委員会は委員現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。

第 11 条 (議決) 専門医認定委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 12 条 (認定審査の非公開) 専門医認定審査に関する議事は原則として非公開とする。

第 13 条 (議事録) 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人 2 名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

### 第 3 章 認定施設認定委員会

第 14 条 (認定施設認定委員会の構成) 制度第 6 条の認定施設認定委員会の構成は 16 名以内とする。

第 15 条 (委員の指名) 認定施設認定委員は理事長が指名する。欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 16 条 (業務) 認定施設認定委員会に本細則第 4 条および第 6 条より第 13 条までの規定を準用する。

この場合「専門医認定委員会」とあるのは「認定施設認定委員会」と読み替えるものとする。

第 17 条 (兼任の禁止) 認定施設認定委員は専門医認定委員を兼ねることができない。

### 第 4 章 専門医の認定を申請するものの資格

第 18 条 (専門医申請資格) 専門医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 6 年以上日本国医師免許証を有するもの。
- (2) 臨床研修 2 年の後、資格を有する研修施設において通算 4 年以上の形成外科研修を行うこと。
- (3) 第 19 条に定める研修を終了し、第 20 条に定める記録を有するもの。
- (4) 日本形成外科学会主催の講習会 (学術研修会あるいはインストラクショナル・コース) 受講証明書を 4 枚以上有すること。
- (5) 少なくとも 1 編以上の形成外科に関する論文を筆頭著者として発表しているもの (発表誌は年 2 回以上定期発行され、査読のあるものとする)。

第 19 条 (研修の条件)

#### 1. 研修期間

形成外科専門研修は 4 年以上とする。但し義務化された臨床研修期間中の形成外科研修は含まない。この規定は第 98 回日本国医師国家試験合格者以降の者に適用する。それに該当しない者については、これと同等以上の形成外科研修を終了したと専門医認定委員会が認定したものは可とする。

ただし、大学院生、時短勤務者や非常勤医などの研修期間に関しては、週 32 時間(ただし 1 日 8 時間以内)以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできる。なお、臨床研修が週 32 時間に満たなくとも、日本専門医機構(以下、機構)の形成外科領域研修委員会が認めた場合には、勤務時間に応じて分数でのカウントもあり得る。研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門委員会で審議することがある。

## 2. 研修施設

形成外科専門研修については、学会が認定し、機構に報告した専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設および研修連携候補施設とする。地域に密着した形成外科医療を研修するための地域医療研修に関しては、上記以外の施設についても専門研修プログラム内に明示した上で承認をうければ、地域医療研修施設として専門研修期間内の研修が認められる。ただし、専門研修基幹施設で最低 6 ヶ月の研修を必要とする。

第 20 条(研修記録) 第 18 条第 3 項の記録とは研修期間に行った次の項目の記録をいう。

- (1) 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 300 症例の症例一覧表(うち 80 症例以上は術者)
- (2) 申請者が術者として手術を行った 10 症例についての所定の病歴要約
- (3) (1)の症例は専門研修プログラム内に明示してある施設で上級医師のもとで関与した者について認められる。(2)の症例は、専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設において指導医のもとで行った症例に限る。

2. 前項(1)、(2)の症例はそれぞれ別に定める形成外科専門研修プログラムに従った内容のものとする。ただし、同一症例の同一部位は、1 項目としてのみ適用される。同一症例の同一部位は、一人の研修者の記録としてのみ適用される。同一症例であっても、疾患、部位が異なる場合は、この限りではない。

## 第 5 章 専門医認定の方法

第 21 条(提出書類) 資格審査を受けようとするものは、以下の書類を定められた期日までに専門医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 履歴書および業績(形成外科に関する論文)
- (4) 専攻医研修実績記録フォーマットおよび医師としての適性評価シート。基幹施設の長が異動あるいは不測の理由で証明できない場合、病院長あるいは後任者が

一括して研修期間を認定することができる。

(5) 第 20 条に定める症例の記録

(6) 日本形成外科学会主催の講習会(学術研修会あるいはインストラクショナル・コース)の受講証明書 4 枚以上。

第 22 条(公示) 専門医認定委員会は年一回資格認定審査を施行し、その日時、その他については実施 6 ヶ月前に公示する。

第 23 条(資格認定審査) 専門医認定委員会は、以下の認定審査を行う。

### 1. 書類審査

専門医認定を申請するものが、第 18 条に定める資格を充足しかつ十分な研修を受けているか否かを、提出書類を基に審査する

### 2. 試験審査

書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。

- (1) 形成外科の一般知識に関する筆記試験を行う
- (2) 主に申請者の研修記録について口頭試問を行う

第 24 条(審査結果の通知) 専門医認定委員会は、審査の結果を理事長に報告する。理事長は有資格者を機構に報告し、そののち機構からの審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第 25 条(登録) 認定審査合格者は所定の登録料を機構に支払うものとし、そののち機構は専門医証を交付する。学会理事長は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録、公示する。

第 26 条(手数料の返還) 既納の試験・審査料は、原則としてこれを返還しない。

第 27 条(異議申し立て) 資格認定審査の結果に異議がある者は結果を通知した消印日から 14 日以内に文書で専門医認定委員会に対し異議申し立てをすることができる。

第 28 条(専門医資格の更新) 専門医は生涯教育制度細則に則り 5 年毎に専門医資格を更新しなければならない。

第 29 条(専門医資格の取り消し) 以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、専門医生涯教育委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会、評議員会の承認を経て該当する専門医を機構に報告し、専門医登録原簿よりその名を削除し、専門医証を返却させ、この旨を公示する。

- (1) 認定につき過誤があった者
- (2) 学会正会員の資格を喪失した者、ただし、名誉会員はその限りでない
- (3) 専門医で資格を返上した者
- (4) 専門医であって所定の更新手続きを行わず生涯教育制度細則第 11 条に該当する者
- (5) 提出書類の記載に虚偽があったと認められた者
- (6) 専門医認定試験において不正があったと認められた

者

第30条（再認定） 正会員資格喪失あるいは専門医の資格を返上したものが、再び専門医の資格を取得するには、第4章の申請資格および第5章の認定方法による。

第31条（認定証の再発行） 認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には機構に申請する。

## 第6章 専門研修施設の認定を申請する資格

第32条（専門研修基幹施設申請資格） 形成外科領域における専門研修基幹施設の認定の資格は、以下の各項を充足するものとする。形成外科過疎地域の県における医育機関などが形成外科を新設する場合には、専攻医採用時に申請資格を満たす見込みがあれば特別に基幹施設として認定する場合がある。この場合認定後に学会が必要と判断する期間は、毎年学会による調査をうけるものとする。

- (1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること
- (2) 形成外科が診療科として標榜されていること
- (3) 複数の形成外科領域指導医が常勤として在籍していること
- (4) 形成外科研修カリキュラムを有すること
- (5) カリキュラムを満たすに必要な形成外科病床を常時有すること
- (6) 形成外科手術が、以下の項目のうち8項目中5項目以上を含む内容であること。
  - (1) 外傷
  - (2) 先天異常
  - (3) 腫瘍
  - (4) 瘢痕・瘢痕拘縮・ケロイド
  - (5) 難治性潰瘍
  - (6) 炎症・変性疾患
  - (7) 美容(手術のみ)
  - (8) その他(レーザーを含む)
- (7) 形成外科に関する教育研究活動(学会論文発表を含む)が活発に行われていること

第33条（専門研修連携施設） 専門研修基幹施設は、形成外科研修の一環として他に専門研修連携施設を持つことができる。これは専門研修基幹施設が申請し、認められた施設とする。なお、その申請においては常勤の形成外科指導医が在籍していることを必須条件とする。

第34条（研修連携候補施設および地域医療研修施設） 専門研修基幹施設は研修連携候補施設を持つことができる。申請は第33条にいう専門研修連携施設と同様であるが、常勤の形成外科領域専門医が在籍していることを必須条件とする。地域医療を研修するために研修プログラムに明記されているが常勤の形成外科領域専門医が在籍して

いない施設を地域医療研修施設とし、6ヵ月以内の研修期間であればプログラム上の研修期間として認定する。

## 第7章 施設認定の方法

第35条（認定の申請） 専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設の認定を受けようとする機関は、以下の書類を認定施設認定委員会に提出する。

- (1) 施設認定申請書および所定の審査料
  - (2) 形成外科責任者の履歴書
  - (3) 形成外科診療説明書（規模、教育・診療要員、その他）
  - (4) 形成外科研修カリキュラム
  - (5) 前年度1年間の外来患者統計および手術例数
- 研修連携候補施設については、上述のうち(4)を除く書類を提出するものとする。

第36条（公示） 認定施設認定委員会は、年1回認定審査を施行し、その時期をあらかじめ公示する。

第37条（審査） 認定施設認定委員会は、申請書類により資格の充足について審査する。必要あれば、申請機関に説明を求めることがある。

第38条（通知） 認定施設認定委員会は審査の結果を理事長に報告し、申請機関に通知する。

第39条（登録） 理事長は認定審査に合格した施設を認定施設登録簿に登録し、公示し、専門医研修施設証を交付する。

第40条（認定された施設の報告義務） 認定を受けた施設は毎年1回所定の年次報告書を提出する。

2. 認定された施設において、下記の事項につき変更があった場合は、年次報告の際に変更届けを提出し、認定施設認定委員会の承認を受ける。

- (1) 指導体制の変更
- (2) 専門研修連携施設の変更
- (3) 研修連携候補施設の変更
- (4) その他報告が必要とされる診療施設の内容の変更

第41条（施設認定の取り消し） 専門研修基幹施設および専門研修連携施設が以下の各項のいずれかに該当する場合は、機構に報告して施設認定を取り消し、その旨公示する。

- (1) 専門研修基幹施設または専門研修連携施設としての資格を辞退した時
- (2) 年次報告書の提出がなかった時
- (3) 年次報告書の内容が施設認定の条件を十分に満たさなくなった時
- (4) 申請または報告の内容に虚偽があった時

研修連携候補施設についても上記に準じて、学会が施設認定を取り消し、その旨公示する。

## 第8章 専門医制度統括会議

第42条（専門医制度統括会議の構成） この会議は理事長、庶務担当理事、専門医認定委員会の委員長と副委員長、認定施設認定委員会の委員長と副委員長、専門医試験問題作成委員会の委員長と副委員長、専門医生涯教育委員会の委員長と副委員長および理事長の推薦する若干名からなる。

第43条（会議） 議長は理事長が務める。

## 第9章 細則の変更手続

第44条（改廃） この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

### 附 則

この細則は平成30年4月1日より施行する。ただし、平成27年以前に施行された医師国家試験合格者で平成32年度までの専門医申請者については平成25年3月施行された制度による。

平成 25 年 3 月制定

平成 26 年 4 月改定

平成 27 年 4 月改定

平成 29 年 4 月改定

## 第 1 章 総 則

第 1 条（目的と事項） 日本形成外科学会専門医生涯教育制度（以下、本制度という）は形成外科領域専門医の生涯教育を目的とし、各専門医はこの目的達成のため次の事項を行う。

- 1) 日本形成外科学会および形成外科学に関連する諸学会・研修会への積極的参加。
- 2) 形成外科学会誌および関連学術誌等への論文掲載・啓蒙。
- 3) その他形成外科領域専門医の生涯教育に役立つ事項。

## 第 2 章 専門医生涯教育委員会

第 2 条（構成） 本制度の円滑なる運営のために専門医生涯教育委員会（以下、委員会という）を置き委員長 1 名、委員若干名で構成する。

第 3 条（委員長） 専門医の中から理事長が指名する。

第 4 条（委員） 委員長の指名により専門医の中から選り理事長の承認をうる。

第 5 条（委員の任期） 2 年として重任を妨げない。

第 6 条（審査会） 随時、委員長が指定する日時に行う。

第 7 条（業務） 以下の認定結果を理事長に報告し理事長の承認のもとに事業を行う。理事長は領域専門医更新の有資格者を機構に報告する。

- 1) 形成外科医の生涯教育の一環としての形成外科領域専門医の更新に関する資格の認定
- 2) 履修項目およびその点数の認定。
- 3) 生涯教育事業の認定。
- 4) その他専門医資格更新に関わる業務。

## 第 3 章 生涯教育の基準となる単位数

第 8 条（生涯教育基準の単位数） 診療実績、講習会、学会、研修会、その他への参加、学会発表、形成外科専門誌および関連医学専門雑誌への論文掲載等について施行細則の生涯教育基準点数にもとづき点数が与えられる。

第 9 条（単位数の認定） 生涯教育基準点数に記載されていないものの単位数については委員会に申請して単位数を

認定してもらうことができる。

## 第 4 章 領域専門医更新のための要件

第 10 条（領域専門医更新に要する点数と日本形成外科学術集会参加義務） 形成外科領域専門医は、5 年間で最低 50 単位を獲得しなければならない。

第 11 条（領域専門医の更新および資格の喪失） 専門医は生涯教育制度に則り 5 年毎に領域専門医の更新を行い、機構が資格を認定、登録して認定証を再交付する。5 年間で必要な単位を獲得しえない者は専門医資格を停止する。続く 2 年で所定の単位を獲得しえない場合は専門医制度細則第 29 条の手続きを経て専門医資格を喪失する。なお、停止期間中は更新の申請資格は保有するが専門医資格は停止する。

第 12 条（本制度適応の留保） 国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。

第 13 条（診療実績） 領域専門医更新に際しては、所定の様式に従った診療実績を提出し、審査を受けるものとする。診療実績によって得られる単位数は 5 年間で 10 単位とする。なお 3 回以上専門医更新を行った者については、4 回目以降の更新審査において診療実績の提出を免除し、合計 40 単位分の提出でよいものとする。

## 第 5 章 領域専門医更新のための方法

第 14 条（提出書類） 領域専門医の申請を行う者は更新申請書を事務局に請求し、必要事項を記入の上、所定の期日までに所定の実績記録とともに委員会に提出する。

第 15 条（講習会への参加の確認） 機構によって指定された講習（専門医共通講習および形成外科領域講習）への参加によって得られる単位については、参加証明あるいは受講票などを各自保存し、所定の申請書に添付する。

第 16 条（学術業績等） 学会参加（5 年間で最大 6 単位）や学会発表、専門誌への論文掲載に関しては、所定の事項を記載して申告する。これらの学術業績等によって得られる単位数は 5 年間で最小 6 単位最大 15 単位までとする。

第17条（審査結果の通知） 専門医生涯教育委員会は、審査の結果を理事長に報告する。また理事長は更新の有資格者を機構に報告し、そののち機構からの審査結果をすみやかに申請者に通知する。

## 第6章 異議の申し立て

第18条（異議の申請） 点数の認定、資格更新などに異議のあるものは理由を付して理事長に異議を申し立てることができる。ただし、点数の認定あるいは機構による専門医更新の審査結果を理事長が申請者に通知した消印日から14日以内とする。

## 第7章 細則の変更手続き

第19条（異議の審理） 異議の申し立てについては委員会が再審査をし、理事長に報告する。

第20条（改廃） この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

## 附 則

1. この細則は平成29年4月1日より施行する。
2. 機構による形成外科領域専門医の更新開始当初の5年間においては、移行措置として領域専門医更新に関する要件・方法を別途定める。

# D

## 一般社団法人 日本形成外科学会専門医生涯教育制度 施行細則

平成 25 年 3 月 制定

平成 27 年 4 月 改定

平成 28 年 7 月 改定

平成 31 年 2 月 改定

第 1 条 形成外科領域専門医の更新における学術業績等算定のための単位数を別表のごとく定める。

第 2 条 専門医生涯教育委員会（以下委員会）の審査を要する国際学会、関連学会ならびに研究会（研究会、研修会を称す）は、その内容、プログラムについて事前に委員会が審査し、単位数を決定する。

2. 委員会に申請された国際学会、関連学会ならびに研究会の審査は毎年行われる専門医更新資格審査会で審査する。

3. 審査を通過した国際学会、関連学会ならびに研究会は理事長の承認を得て単位数を告示する。

4. 承認された国際学会、関連学会ならびに研究会の参加による単位数は承認の次年度より加算される。

第 3 条 国際学会、関連学会ならびに研究会は形成外科、関連科の医師の参加による会であること。

2. 研究会は 1 回 0 単位もしくは 1 単位とする。

3. 学会発表および講師として加算できる会および単位数は、資格更新のための学術業績一覧表および委員会承認の関連学会等に関する新旧基準対照表に挙げたものとする。

第 4 条 新たに認めた国際学会、関連学会ならびに研究会の単位は該当学会および研究会と同等とする。

2. 論文の掲載紙として委員会が認定して告示しているもの以外は、別冊またはそのコピーを添えて申請し、委員会により単位算定の可否について裁定を受ける。論文は著書（関係する部分のみ）、原著、総説、報告などである。

第 5 条 研究会の主催施設または代表者は 3 年毎に、当該研究会が継続開催されていることをプログラムまたはこれに準ずる案内状などの送付により、委員会宛報告する。

2. 3 年間の報告内容の審査で問題を指摘された研究会は、翌年も研究会報告を行わなければならない。

3. 再度問題を指摘された研究会に関する単位数は指摘年度より加算することができない。

第 6 条 第 2 条で認められた国際学会、関連学会ならびに研究会以外について、実習講習や e-learning など、別途委員会が審査、決定した単位を認めることができる。

第 7 条 第 2 条、第 6 条で新たに認めた単位数は速やかに理事会に報告する。

第 8 条 この細則の改廃は、理事会において行う。

1. この施行細則は平成 27 年 4 月より施行する。

2. 機構による形成外科領域専門医の更新開始当初 5 年間の移行措置における、旧基準による生涯教育基準点数等については、改定前の施行細則によるものとする。

# 資格更新のための学術業績基準一覧表

項目	旧基準点数	新基準単位数
<b>学術集会出席</b>		
日本形成外科学会 学術集会	15	3
日本形成外科学会 基礎学術集会	15	3
国際形成外科学会	10	2
各地区形成外科学会 学術集会 *関東形成外科学会は3月開催の東京地方会がこれに該当	8	2
国際口蓋裂学会	8	2
国際手外科学会	8	2
国際頭蓋顔面外科学会	8	2
国際熱傷学会	8	2
国際美容外科学会	8	2
国際マイクロサージャリー学会	8	2
世界創傷治癒学会連合学会 *2012(H24)年度開催分のみ承認	8	2
東洋美容外科学会[OSAPS] *2010(H22)年度開催分より承認	8	2
日韓国際形成外科学会	8	2
日中形成外科学術交流会	8	2
その他の国際形成外科学会 *アジア太平洋地区、ヨーロッパ地区など	8	2
国際形成外科学会アジア太平洋地区会議[IPRAS・APS]	8	2
各国の形成外科学会総会	8	2
各地区形成外科学会 下部組織の地方学会・地方会 *旧称：北陸地方会、東海地方会など	6	2
日本形成外科学会 学術講習会	6	2
日本医学会総会	6	2
日本下肢救済・足病学会 *2014(H26)年度開催分より承認	6	2
日本救急医学会	6	2
日本形成外科手術手技学会 *旧：日本形成外科手術手技研究会 2010(H22)年度開催分より6点で承認 1996(H8)年度～2009(H21)年度開催分は3点で承認	6	2
日本口蓋裂学会	6	2
日本再生医療学会 *2013(H25)年度開催分より承認	6	2
日本職業・災害医学会	6	2
日本褥瘡学会	6	2
日本先天異常学会	6	2
日本創傷外科学会	6	2
日本創傷治癒学会	6	2
日本手外科学会	6	2
日本頭蓋顎顔面外科学会	6	2
日本頭蓋底外科学会	6	2
日本頭頸部癌学会 *旧：日本頭頸部腫瘍学会	6	2
日本乳房オンコプラスティックサージャリー学会 *2013(H25)年度開催分より承認	6	2

項目	旧基準点数	新基準単位数
日本熱傷学会	6	2
日本皮膚悪性腫瘍学会	6	2
日本美容外科学会 [JSAPS] *総会・学術集会は6点、学術集会のみの場合は3点	6	2 (学術集会のみは0)
日本フットケア学会 *2018(H30)年度開催分より承認	6	2
日本マイクロサージャリー学会	6	2
日本臨床皮膚外科学会	6	2
日本レーザー医学会 *2011(H23)年度開催分より6点承認 2008(H20)年度～2010(H22)年度開催分は4点で承認	6	2
日本顔面神経学会 *旧：日本顔面神経研究会	6	2
関連学会研修会	4	1
日本医師会生涯教育講座	4	1
複数施設の合同研究会	3	0
その他特に委員会が認めたもの	別表参照	0または1

## 学会発表

	旧基準点数	新基準単位数
	筆頭(共同:2名まで)	筆頭(第一共同)・ 司会または座長
日本形成外科学会 講習会 (講師)	8	1
日本形成外科学会 学術集会 (特別講演、教育講演)	8	1
関連学会 (特別講演、教育講演、シンポジウム、パネルディスカッション)	8	1
日本形成外科学会	6(2)	1
国際形成外科学会	6(2)	1
委員会承認の関連国際学会	6(2)	1
委員会承認の関連学会(学術集会出席の項に記載のもの)	3(1)	1
各地区形成外科学会 学術集会	3(1)	1
各地区形成外科学会 地方会	3(1)	1
その他委員会が認めた学会・研究会(別表参照)		1

## 論文・原著・著書掲載誌

	旧基準点数	新基準単位数
	筆頭(共同:2名まで)	筆頭(共同)
日本形成外科学会 会誌	12(3)	2(1)
雑誌：形成外科 *克誠堂出版 発行	12(3)	2(1)
委員会承認の関連学会誌	12(3)	2(1)
外国で発行の形成外科専門誌	12(3)	2(1)
関連著書(学術的なもの、医家向けのもの)	12(3)	0
その他の学術雑誌(定期刊行され査読のあるもの)	8(2)	2(1)

## その他診療以外の学術活動実績

	新基準単位数
日本形成外科学会会誌の査読(1編につき)	1
委員会承認の関連学会誌の査読(1編につき)	1
専門医試験問題作成、試験委員、監督などの業務 (1年度につき)	1

別表：委員会承認の関連学会等に関する新旧基準対照表

		旧基準出席点数	旧基準発表点数・筆頭	(2名まで) 共同	新基準出席単位	(筆頭演者、司会、座長)	新基準発表単位	承認期間(空欄は制限なし)
ア	旭川手の外科を考える会	1	-	-	0	1	1	2011(H23)/4/1~2017(H29)/3/31
イ	茨城形成外科研究会 *旧：茨城県北形成外科研究会	3	-	-	0	1	1	2003(H15)/4/1~
エ	AOCMFフォーカストコース *旧：AOCMFスターワークショップ	3	-	-	0	1	1	2012(H24)/4/1~
	AOCMF Course-Management of Facial Trauma *旧：AOCMFプリシンプルコース	4	-	-	1	1	1	2012(H24)/4/1~
	愛媛形成外科研修会	3	-	-	0	1	1	2001(H13)/4/1~
オ	大分形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1	1992(H4)/4/1~
	大阪形成外科医会※2018年度より点数変更	3	-	-	0	1	1	1995(H7)/4/1~2018(H30)/3/31
	大阪形成外科医会※2019年度より点数変更	1	-	-	0	1	1	2018(H30)/4/1~
	岡山形成外科医会 *旧：岡山形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1	1991(H3)/4/1~
	岡山創傷治療研究会	1	-	-	0	1	1	2013(H25)/4/1~
	沖縄形成外科研究会	1	-	-	0	1	1	2011(H23)/4/1~
カ	神奈川県形成外科症例検討会	3	-	-	0	1	1	1991(H3)/4/1~
	川崎医科大学形成外科学教室同門会学術集会	3	-	-	0	1	1	2015(H27)/4/1~
	関東上肢先天異常症例検討会	1	-	-	0	1	1	2014(H26)/4/1~2017(H29)/3/31
キ	北里形成外科フォーラム	3	-	-	0	1	1	2001(H13)/4/1~
	九州昭和大学同門会 学術集会	3	-	-	0	1	1	2000(H12)/4/1~
	京大形成外科集談会	3	-	-	0	1	1	1997(H9)/4/1~
	京都形成外科医会	1	-	-	0	1	1	2012(H24)/4/1~
	近畿手外科研究会	1	-	-	0	1	1	2010(H22)/4/1~
ク	Craniosynostosis研究会	4	3	1	1	1	1	2009(H21)/4/1~
	クラニオフェイシャルセンターワークショップ ※2019年度より名称および点数変更	1	-	-	0	1	1	2016(H28)/4/1~2019(H31)/3/31
	NPO法人クラニオフェイシャルセンター ※2019年度より名称および点数変更	3	-	-	0	1	1	2019(H31)/4/1~
	群馬県形成外科研究会	1	-	-	0	1	1	2018(H30)/4/1~
ク	慶應義塾大学形成外科同門会 学術集会	3	-	-	0	1	1	1999(H11)/4/1~
	京滋手外科・末梢神経セミナー	1	-	-	0	1	1	2011(H23)/4/1~
	形成外科集学医療技術研究会	1	-	-	0	1	1	2018(H30)/4/1~
	形成外科新宿フォーラム	3	-	-	0	1	1	2007(H19)/4/1~
	形成外科臨床会	1	-	-	0	1	1	2012(H24)/4/1~
	KC会	3	-	-	0	1	1	2001(H13)/4/1~
コ	高知県形成外科医会	3	-	-	0	1	1	2005(H17)/4/1~
	神戸形成外科集談会	3	-	-	0	1	1	2013(H25)/4/1~
	郡山形成外科研究会	1	-	-	0	1	1	2011(H23)/4/1~
	国際シミュレーション外科学会	6	3	1	1	1	1	2005(H17)/4/1~
	国際顔蓋顔面外科学会アジア太平洋地区会議	8	6	2	1	1	1	2016(H27)/4/1~
	国際美容外科学会 教育講習会	8	6	2	1	1	1	1991(H3)/4/1~
サ	埼玉手外科研究会	3	-	-	0	1	1	2004(H16)/4/1~
	札幌形成外科研究会 *旧：札幌合同症例検討会	3	-	-	0	1	1	2008(H20)/4/1~
	山陰形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1	2011(H23)/4/1~
シ	GID(性同一性障害)学会	4	3	1	1	1	1	2018(H30)/4/1~
	Iikei Hand Forum	3	-	-	0	1	1	2014(H26)/4/1~
	静岡手の外科・マイクロサージャリー研究会	3	-	-	0	1	1	2002(H14)/4/1~
	静岡県形成外科医会 *旧：静岡形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1	1993(H5)/4/1~
	昭和大学形成外科同門会 学術集会	3	-	-	0	1	1	1994(H6)/4/1~
	新宿熱傷フォーラム *旧：四施設熱傷研究会	3	-	-	0	1	1	2000(H12)/4/1~
タ	多摩形成外科症例検討会	1	-	-	0	1	1	2011(H23)/4/1~

子	千葉県形成外科研究会	3	-	-	0	1	2001(H13)/4/1~
	中部日本手外科研究会	3	-	-	0	1	2002(H14)/4/1~
ソ	筑波大学形成外科同門会	3	-	-	0	1	2010(H22)/4/1~
テ	手先天異常懇話会	1	-	-	0	1	2014(H26)/4/1~
ト	東海マイクロサージャリー研究会	1	-	-	0	1	2012(H24)/4/1~
	東京医科歯科大学形成外科集談会	3	-	-	0	1	2008(H20)/4/1~
	東京大学形成外科同門会 学術集会	3	-	-	0	1	1991(H3)/4/1~
	東北大学形成外科同門会 学術集会	3	-	-	0	1	1995(H7)/4/1~
	東北マイクロサージャリー懇話会	3	-	-	0	1	1997(H9)/4/1~2016(H28)/3/31
	徳島形成外科集談会	3	-	-	0	1	1998(H10)/4/1~
	とちぎ形成外科懇話会	1	-	-	0	1	2011(H23)/4/1~
ナ	長崎形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1991(H3)/4/1~
	長崎手外科研究会 *2月開催分のみ	1	-	-	0	1	2017(H29)/4/1~
	奈良形成外科研究会	3	-	-	0	1	2013(H25)/4/1~
ニ	西新徳形成外科フォーラム	3	-	-	0	1	2012(H24)/4/1~
	西中国形成外科研修会	3	-	-	0	1	1992(H4)/4/1~
カ	日本下肢救済・足病学会九州地方会	3	3	1	0	1	2014(H26)/4/1~
	日本下肢救済・足病学会北海道地方会	3	3	1	0	1	2015(H27)/4/1~
	日本眼瞼義眼床手術学会 *旧：眼瞼・義眼床手術研究会	4	3	1	1	1	1991(H3)/4/1~
	日本眼窩疾患シンポジウム	4	3	1	1	1	2018(H30)/4/1~
	日本外科系連合学会	4	3	1	1	1	1993(H5)/4/1~
	日本血管腫血管奇形学会 *旧：血管腫・血管奇形研究会※2017年度より点数変更	3	-	-	0	1	2008(H20)/4/1~2017(H29)/3/31
	日本血管腫血管奇形学会※2017年度より点数変更	4	3	1	1	1	2017(H29)/4/1~
	日本抗加齢医学会	4	3	1	1	1	2009(H21)/4/1~
キ	日本シミュレーション外科学会 *旧：日本コンピュータ支援外科学会	4	3	1	1	1	1992(H4)/4/1~
	日本褥瘡学会 関東甲信越地方会	3	3	1	0	1	2014(H26)/4/1~
	日本褥瘡学会 九州・沖縄地方会	3	3	1	0	1	2007(H19)/4/1~
	日本褥瘡学会 中国・四国地方会	3	3	1	0	1	2001(H13)/4/1~
	日本褥瘡学会 中部地方会	3	3	1	0	1	2004(H16)/4/1~
	日本褥瘡学会 東北地方会	3	3	1	0	1	2008(H20)/4/1~
	日本褥瘡学会 北海道地方会	3	3	1	0	1	2003(H15)/4/1~
ク	日本乳癌学会	4	3	1	1	1	1993(H5)/4/1~
	日本熱傷学会 関東地方会	3	3	1	0	1	1997(H9)/4/1~
	日本熱傷学会 九州地方会	3	3	1	0	1	1991(H3)/4/1~
	日本熱傷学会 近畿地方会	3	3	1	0	1	1993(H5)/4/1~
	日本熱傷学会 甲信地方会	3	3	1	0	1	1997(H9)/4/1~
	日本熱傷学会 中国・四国地方会	3	3	1	0	1	1992(H4)/4/1~
	日本熱傷学会 東海地方会	3	3	1	0	1	1996(H8)/4/1~
	日本熱傷学会 東北地方会	3	3	1	0	1	1995(H7)/4/1~
	日本熱傷学会 北陸地方会	3	3	1	0	1	1997(H9)/4/1~
	日本熱傷学会 北海道地方会	3	3	1	0	1	2001(H13)/4/1~
ク	日本バイオマテリアル学会	4	3	1	1	1	1996(H8)/4/1~
	日本美容医療協会	1	0	0	0	1	2019(H31)/4/1~
マ	日本末梢神経学会	3	3	1	0	1	2009(H21)/4/1~
ラ	日本臨床毛髪学会 (JSCHR)	3	3	1	0	1	2010(H22)/4/1~
ハ	瘢痕・ケロイド治療研究会	4	3	1	1	1	2009(H21)/4/1~

エ	P.R.P.(多量小板血漿)療法研究会	4	3	1	1	1	2012(H24)/4/1~
	東日本手外科研究会	3	3	1	0	1	2011(H23)/4/1~
	兵庫形成外科集談会※2017年度より点数変更	3	-	-	0	1	2014(H26)/4/1~2017(H29)/3/31
	兵庫形成外科集談会※2017年度より点数変更	1	-	-	0	1	2017(H29)/4/1~
	兵庫真形成外科医会	3	-	-	0	1	2011(H23)/4/1~
	*旧 兵庫県形成外科医会研究会						
	備後形成外科医会	1	-	-	0	1	2011(H23)/4/1~
フ	福島真形成外科研究会	3	-	-	0	1	2008(H20)/4/1~
	複数施設の合同研究会	3	-	-	0	1	
ホ	北大形成外科アカデミー	1	-	-	0	1	2013(H25)/4/1~
	北陸手外科研究会	3	-	-	0	1	1997(H9)/4/1~
	北海道形成外科フォーラム“北の大地”	1	-	-	0	1	2011(H23)/4/1~
	北海道頭頸部腫瘍研究会	3	-	-	0	1	2007(H19)/4/1~
マ	末梢神経を語る会	1	-	-	0	1	2011(H23)/4/1~
ミ	南大阪Surgical Flaps 研究会	1	-	-	0	1	2015(H27)/4/1~
	宮城県形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1992(H4)/4/1~
ヤ	谷根千形成懇話会	3	-	-	0	1	2013(H25)/4/1~
	山形形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1998(H10)/4/1~
ヨ	横浜フォーラム(横浜形成外科フォーラム)	3	-	-	0	1	2003(H15)/4/1~

平成 26 年 10 月 制定

平成 27 年 4 月 改定

平成 29 年 4 月 改定

## (目的)

第 1 条 形成外科領域指導医制度は、形成外科専門研修を行う専攻医に対して、研修上の指導を行ううえで必要にして十分な能力をもつ形成外科領域専門医を認定することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

## (義務)

第 2 条 形成外科領域指導医は、形成外科の進歩と学会の発展のために積極的に努力し、専門研修における専攻医の指導に尽くさねばならない。

## (分野指導医)

第 3 条 日本形成外科学会（以下学会という）は、形成外科領域専門医のうち、学会が認定した各関連分野学会の専門医資格を有する者を、本人の申請に基づいて審査したうえで当該分野指導医として認定し、分野指導医認定証を交付し、分野指導医登録原簿に登録する。

## (特定分野指導医)

第 4 条 学会は形成外科領域専門医のうち特定分野について、必要にして十分な能力を有する者を特定分野指導医として認定し、特定分野指導医認定証を交付し、特定分野指導医登録原簿に登録する。その運用に当たっては別に規約を定める。

## (形成外科領域指導医の認定)

第 5 条 学会は、第 3 条および第 4 条に定める分野指導医資格もしくは特定分野指導医資格を複数有し、1 回以上形成外科領域専門医の更新を行った者に対して、本人の申請に基づいて審査したうえで形成外科領域指導医として認定し、形成外科領域指導医認定証を交付し、形成外科領域指導医登録原簿に登録する。

## (認定細則)

第 6 条 第 3 条、第 4 条および第 5 条の認定に関する手続きその他を規定するために、認定に関する細則を定める。

## (委員会)

第 7 条 学会は第 3 条の分野指導医ならびに第 5 条の形成外科指導医認定に関する業務を行うために、学会に指導医認定委員会を置く。また第 4 条の特定分

野指導医については、各特定分野に応じて認定委員会を置く

## (認定の取り消し)

第 8 条 理事長は別に定める細則により認定を取り消すことができる。

## (改廃)

第 9 条 この制度の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

## 附 則

1. この制度は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

# F

## 一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域指導医制度 細則

平成 26 年 10 月 制定

平成 27 年 4 月 改定

平成 29 年 4 月 改定

令和元年 5 月 改定

### 第 1 章 総 則

第 1 条 (目的) 形成外科領域指導医制度細則 (以下細則という) は, 形成外科領域指導医制度第 5 条にもとづき, 分野指導医および形成外科領域指導医の認定に関する手続きを定めるものである。

### 第 2 章 指導医認定委員会

第 2 条 (指導医認定委員会の構成) 制度第 6 条の指導医認定委員会の構成は 6 名とする。

第 3 条 (委員の指名) 指導医認定委員は理事長が指名する。欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 条 (委員長) 指導医認定委員会の委員長は理事長が指名し, 委員長は委員会を代表する。

第 5 条 (兼任の禁止) 指導医認定委員は認定施設認定委員を兼ねることができない。

第 6 条 (事務所) 指導医認定委員会は学会事務局内に事務所を置く。

### 第 3 章 分野指導医認定の方法

第 7 条 (分野指導医認定の対象となる関連学会) 指導医制度第 3 条にいう分野指導医認定の対象となる学会と分野指導医名称は以下の通りとする。

- (1) 日本手外科学会 (手外科分野指導医)
- (2) 日本美容外科学会 (JSAPS) (美容外科分野指導医)
- (3) 日本創傷外科学会 (創傷外科分野指導医)
- (4) 日本頭蓋顎顔面外科学会 (頭蓋顎顔面外科分野指導医)
- (5) 日本熱傷学会 (熱傷分野指導医)

第 8 条 (分野指導医の申請資格) 分野指導医申請資格は, 以下の各項を充足するものとする。

- (1) 形成外科領域専門医の資格を有するもの。ただし日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は日本形成外科学会専門医の資

格で認められるものとする

- (2) 第 7 条に示すいずれかの学会が認定する専門医資格を有するもの

第 9 条 (分野指導医の提出書類) 審査を受けようとするものは, 以下の書類を定められた期日までに指導医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 形成外科領域専門医認定証 (暫定期間においては日本形成外科学会専門医認定証) の写し
- (4) 第 7 条に示す学会の専門医認定証の写し

### 第 4 章 形成外科領域指導医認定の方法

第 10 条 (形成外科領域指導医の申請資格) 形成外科領域指導医申請資格は, 以下の各項を充足するものとする。

- (1) 形成外科領域専門医の資格を有し, 1 回以上更新を行った者
- (2) 指導医制度第 3 条の分野指導医、第 4 条の特定分野指導医のうちから複数の分野指導医資格を有する者ただし日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は(1)の条件のみで専門研修指導医として認めるものとする

第 11 条 (形成外科領域指導医の提出書類) 審査を受けようとするものは, 以下の書類を定められた期日までに指導医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 形成外科領域専門医認定証 (暫定期間においては日本形成外科学会専門医認定証) の写し
- (4) 複数の分野指導医認定証あるいは特定分野指導医認定証の写し

### 第 5 章 指導医の審査、登録および更新

第 12 条 (公示) 指導医認定委員会は年複数回の認定審査を施行し, 提出書類締切日は前年度のうちに公示する。

第13条(審査結果の通知) 指導医認定委員会は、審査の結果を理事長に報告し、すみやかに申請者に通知する。

第14条(分野指導医の登録) 認定審査合格者は所定の登録料を学会事務局に支払うものとし、そののち理事長は認定審査合格者を分野指導医登録原簿に登録し、分野指導医認定証を交付する。

第15条(形成外科領域指導医の登録) 認定審査合格者は所定の登録料を学会事務局に支払うものとし、そののち理事長は認定審査合格者を形成外科指導医登録原簿に登録、公示し、形成外科領域指導医認定証を交付する。

第16条(手数料の返還) 既納の審査料および登録料は、原則としてこれを返還しない。

第17条(指導医資格の更新) 指導医制度第3条の分野指導医に関しては、認定対象となった学会の専門医資格の更新に合わせて、すみやかに本学会に資格更新報告書を提出しなければならない。指導医制度第4条の特定分野指導医に関しては資格更新報告書の提出は求めない。形成外科領域指導医に関しては、前述の資格更新報告書をもとに第10条(2)を満たし、かつ連続して形成外科領域専門医であることが確認される限り、形成外科領域指導医資格は保持され、改めての更新手続きは不要である。

第18条(指導医資格の停止および取り消し) 以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、指導医認定委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会の承認を経て指導医の資格の停止および取り消しを行い、指導医登録原簿よりその名を削除し、指導医認定証を返却させ、この旨を公示する。

- (1) 認定につき過誤があった者
- (2) 学会正会員の資格を喪失した者、ただし、名誉会員はその限りでない
- (3) 分野指導医認定対象となった学会の専門医資格を返上、あるいは更新しなかった者
- (4) 特定分野指導医については所定の更新手続きを行わなかった者
- (5) 形成外科領域指導医については上記(3)、(4)により形成外科指導医としての要件を欠くに至った者
- (6) 提出書類の記載に虚偽があったと認められた者

第19条(再認定) 指導医の資格を停止されたものが、再び指導医の資格を取得するには、再度初回認定と同様の認定方法による。

第20条(認定証の再発行) 認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には理事長に申請する。理事会はそれを審議し、理事長はその結果を申請者に通知する。再発行を許可された者は所定の再発行料を学会事務局に支払うものとし、そののち理事長は認定証を交付する。

第21条(改廃) この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

## 附 則

1. この細則は平成27年4月1日より施行する。
2. 第10条に定める暫定期間は平成35年3月末日までとする。

## 第6章 細則の変更手続

# G

## 一般社団法人 日本形成外科学会特定分野指導医制度 ：皮膚腫瘍外科分野指導医細則

平成 25 年 3 月 制定

平成 26 年 10 月 改定

平成 29 年 4 月 改定

令和元年 5 月 改定

### 第 1 章 総則

第 1 条 この制度は、皮膚腫瘍外科に関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 日本形成外科学会は、前条の目的を達成するため、この細則により皮膚腫瘍外科分野指導医（以下特定分野指導医と略記）を認定する。

### 第 2 章 特定分野指導医制度を運用する機関

第 3 条 日本形成外科学会は、特定分野指導医制度の運用に当たって特定分野指導医認定委員会（以下委員会と略記）を設置する。

第 4 条 委員会は、特定分野指導医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、特定分野指導医の認定審査と更新審査を行う。

### 第 3 章 特定分野指導医申請資格

第 5 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては日本形成外科学会専門医）の資格を有していること
- 2) 本学会が定めた研修施設において、一定期間皮膚腫瘍外科に関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

### 第 4 章 特定分野指導医の認定

第 6 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を委員会に提出しなければならない。

第 7 条 委員会は、特定分野指導医申請者に対して年 1 回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。

第 8 条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知す

る。

第 9 条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

第 10 条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より 5 年とする。

### 第 5 章 特定分野指導医の更新

第 11 条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後 5 年毎にこれを更新しなければならない。

第 12 条 特定分野指導医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を委員会に提出し更新審査料を納付しなければならない。

第 13 条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年 1 回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第 14 条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、指導専門医認定証を交付する。

### 第 6 章 特定分野指導医資格の喪失

第 15 条 特定分野指導医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科領域専門医の資格を喪失したとき
- 3) 特定分野指導医の資格を辞退したとき
- 4) 特定分野指導医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第 16 条 特定分野指導医等の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を 2 年間停止する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。停止期間中は更新の申請資格は保有するが特定分野指導医資格は停

止する。なお、国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

第17条 特定分野指導医としてふさわしくない行為であった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その指導医に対して弁明の機会が与えられる。

## 第7章 細則の変更手続

第18条（改廃）この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

### 附 則

1. この細則は、平成27年4月1日より施行する。
2. それ以前に特定領域指導専門医制度において指導専門医の資格を有している者に対しては、名称を皮膚腫瘍外科分野指導医と改称して同資格を継承するものとする。

# H

## 一般社団法人 日本形成外科学会特定分野指導医制度 ：皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則

平成 25 年 3 月 制定  
平成 26 年 4 月 改定  
平成 26 年 10 月 改定  
平成 28 年 4 月 改定  
平成 28 年 9 月 改定

### 第 1 章 運営

第 1 条 日本形成外科学会特定分野指導医(以下特定分野指導医と略記)制度細則の施行にあたり、細則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

### 第 2 章 特定分野指導医認定委員会

第 2 条 特定分野指導医認定委員会(以下委員会と略す)の委員長(以下委員長と略す)は理事長が指名する。

第 3 条 委員会の委員数は 10 名以上とする。委員は、理事長が会員の中から選任する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 5 条 委員に欠員が生じたときは委員長が補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 委員会の開催には、定数の 2 分の 1 以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可非同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第 7 条 委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第 8 条 委員会の事務は日本形成外科学会事務局において行う。

### 第 3 章 特定分野指導医申請資格

第 9 条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

- 1) 形成外科領域専門医(暫定期間においては日本形成外科学会専門医)を取得後、日本形成外科学会の認定施設か教育関連施設もしくは皮膚腫瘍外科分野指導医が常勤している施設で 3 年以上の研修歴を有していること。
- 2) 日本形成外科学会学術集会(基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会および地方会も可[旧称:日本形成外科学会支部学術集会および地方会])における皮膚腫瘍外科領域に関する 2 回以上の発表歴(筆頭もしくは

は発表指導者)あるいは、皮膚腫瘍外科領域に関する 1 編以上の学術論文執筆歴(筆頭もしくは執筆指導者)を有していること。

\*学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、学術集会での座長や司会歴も含まれる。

\*執筆指導者(発表指導者)とは、共同執筆者(発表者)の中で最も指導的立場にいる執筆者(発表者)が該当する。

3) 皮膚腫瘍外科領域における症例の記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙(申請の手引き)に定める。

4) 日本形成外科学会が主催する特定分野指導医認定教育セミナーの受講歴を 2 回以上有していること

### 第 4 章 申請書類

第 10 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 研修証明書
- 4) 日本形成外科学会専門医認定証(コピー)あるいは形成外科領域専門医認定証(コピー)
- 5) 業績目録
- 6) 症例の記録
- 7) 教育セミナー受講証明書(2 回分)

第 11 条 施行細則第 4 章、第 10 条にいう症例の記録とは以下である。

所定の用紙に記載された手術記録および手術症例の一覧表

### 第 5 章 更新申請書類

第 12 条 特定分野指導医の更新を申請する者は、指導医資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本形成外科学会専門医認定証（コピー）または形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 4) 業績目録
- 5) 診療実績報告書

## 第6章 審査料および登録料

第13条 審査料は、次の如くとする。

認定審査料 10,000 円

更新審査料 10,000 円

第14条 既納の審査料は、返却しない。

第15条 登録料は、次の如くとする。

認定登録料 10,000 円

更新登録料 10,000 円

第16条 既納の登録料は返却しない。

## 第7章 審査の時期および申請先

第17条 委員会は、特定分野指導医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第18条 申請先および手数料送金先は、日本形成外科学会事務局とする。

## 第8章 附則

第19条 この細則は、平成27年4月1日より施行する。

第20条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第21条 この細則の実施に関して生じる疑義については、委員会で審議し決定するものとする。

# 一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度 ：小児形成外科分野指導医細則

平成 29 年 4 月 制定

令和元年 5 月 改定

## 第 1 章 総則

第 1 条 この制度は、小児形成外科に関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 日本形成外科学会は、前条の目的を達成するため、この細則により小児形成外科分野指導医（以下特定分野指導医と略記）を認定する。

## 第 2 章 特定分野指導医制度を運用する機関

第 3 条 日本形成外科学会は、特定分野指導医制度の運用に当たって特定分野指導医認定委員会（以下委員会と略記）を設置する。

第 4 条 委員会は、特定分野指導医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、特定分野指導医の認定審査と更新審査を行う。

## 第 3 章 特定分野指導医申請資格

第 5 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有していること
- 2) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては日本形成外科学会専門医）の資格を有していること
- 3) 本学会が定めた研修施設において、一定期間小児形成外科に関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

## 第 4 章 特定分野指導医の認定

第 6 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を委員会に提出しなければならない。

第 7 条 委員会は、特定分野指導医申請者に対して年 1 回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。

第 8 条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第 9 条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

第 10 条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より 5 年とする。

## 第 5 章 特定分野指導医の更新

第 11 条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後 5 年毎にこれを更新しなければならない。

第 12 条 特定分野指導医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を委員会に提出し更新審査料を納付しなければならない。

第 13 条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年 1 回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第 14 条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

## 第 6 章 特定分野指導医資格の喪失

第 15 条 特定分野指導医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科領域専門医の資格を喪失したとき
- 3) 特定分野指導医の資格を辞退したとき
- 4) 特定分野指導医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第 16 条 特定分野指導医の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を 2 年間停止する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。停止期間中は更新の申請資格は保有するが特定分野指導医資格は停止する。なお、国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

第17条 特定分野指導医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その指導医に対して弁明の機会が与えられる。

## 第7章 特定分野指導医制度開始に伴う暫定措置

第18条 特定分野指導医申請資格（制度細則第3章第5条）を有する本学会名誉会員および特別会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出すれば特定分野指導医として登録される。認定登録料の納付は免除される。

第19条 特定分野指導医申請資格（制度細則第3章第5条）を有し、かつ日本形成外科学会専門医を1回以上更新者で、以下の条件のいずれかを満たすものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出し、認定登録料を納付すれば小児形成外科分野指導医として登録される。

- 1) 小児総合医療施設の形成外科施設長
- 2) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 3) 小児総合医療施設に準ずると委員会で認めた施設の形成外科施設長

注) 小児総合医療施設に準ずる施設とは原則として以下の条件をすべて満たすこと

- ・年間小児形成手術症例数50例以上(全身麻酔に限る)
  - ・NICUまたは小児患者の入室可能なICUのあること
  - ・小児科の常勤医がいること
- 4) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
  - 5) 1) または3) の施設に合計2年以上常勤として在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
  - 6) 医育機関の形成外科施設長
  - 7) 医育機関に常勤として2年間以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

第20条 この暫定措置は平成29年（2017年）4月13日より開始し、平成30年3月31日で終了する。

## 第8章 細則の変更手続

第21条（改廃）この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

### 附 則

1. この細則は、平成29年（2017年）4月13日より施行する。

# J

## 一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度 ：小児形成外科分野指導医施行細則

平成 29 年 4 月 制定

平成 29 年 2 月 改定

### 第 1 章 運営

第 1 条 日本形成外科学会小児形成外科分野指導医(以下特定分野指導医と略記)制度細則の施行にあたり、細則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

### 第 2 章 特定分野指導医認定委員会

第 2 条 特定分野指導医認定委員会(以下委員会と略す)の委員長(以下委員長と略す)は理事長が指名する。

第 3 条 委員会の委員数は 10 名以上とする。委員は、理事長が会員の中から選任する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 5 条 委員に欠員が生じたときは委員長が補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 委員会の開催には、定数の 2 分の 1 以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第 7 条 委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第 8 条 委員会の事務は日本形成外科学会事務局において行う。

### 第 3 章 特定分野指導医申請資格

第 9 条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

1) 日本形成外科学会認定専門医を取得後、委員会(あるいは日本形成外科学会)が認定した研修施設で 3 年以上の研修歴を有していること。

\* 暫定措置として、日本形成外科学会認定施設および教育関連施設が研修施設として該当する。

2) 日本形成外科学会学術集会(総会および基礎学術集会における)における小児形成外科領域に関する 2 回以上の発表歴(筆頭もしくは発表指導者)あるいは、小児形成外科領域に関する 1 編以上の学術論文執筆歴(筆頭もしくは執筆指導者)を有していること。

\* 学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、学術集会での座長や司会歴も含まれる。

\* 執筆指導者(発表指導者)とは、共同執筆者(発表者)の中で最も指導的立場にいる執筆者(発表者)が該当する。

3) 小児形成外科領域における症例の記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙(申請の手引き)に定める。

4) 日本形成外科学会が主催する小児形成外科分野教育セミナーの受講歴を 2 回以上有していること。ただし施行開始後 3 年間は不要とする。

### 第 4 章 申請書類

第 10 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

1) 認定申請書

2) 履歴書

3) 研修証明書

4) 日本形成外科学会専門医認定証(コピー)あるいは形成外科領域専門医認定証(コピー)

5) 業績目録

6) 症例の記録

7) 教育セミナー受講証明書(2 回分)(施行開始後 3 年間は不要とする)

第 11 条 施行細則第 4 章、第 10 条にいう症例の記録とは以下である。

所定の用紙に記載された手術記録(10 症例:申請者が執刀した症例)および手術症例の一覧表(100 症例)

第 12 条 暫定措置制度(制度細則第 7 章、第 18 条、第 19 条)によって指導医の認定を申請する者は、制度細則第 4 章、第 7 条の試験および施行細則第 4 章、第 10 条

3) 研修証明書、5) 業績目録、6) 症例の記録、7) 教育セミナー受講証明書(2 回分)の提出は免除される。ただし細則第 19 条による申請者は症例の記録のうち、手術記録あるいは手術症例の一覧表のいずれかの提出を必要とする。

### 第 5 章 更新申請書類

第13条 特定分野指導医の更新を申請する者は、指導医資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本形成外科学会専門医認定証（コピー）または形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 4) 日本形成外科学会特定分野指導医認定証（コピー）
- 5) 業績目録
- 6) 診療実績報告書

## 第6章 審査料および登録料

第14条 審査料は、次の如くとする。

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 認定審査料 | 10,000円（暫定措置の場合15,000円） |
| 更新審査料 | 10,000円                 |

第15条 既納の審査料は、返却しない。

第16条 登録料は、次の如くとする。

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 認定登録料 | 10,000円（暫定措置の場合15,000円） |
| 更新登録料 | 10,000円                 |

第17条 既納の登録料は返却しない。

## 第7章 審査の時期および申請先

第18条 委員会は、特定分野指導医の認定および更新を申請する時期、その他について、原則として実施6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第19条 申請先および手数料送金先は、日本形成外科学会事務局とする。

## 第8章 附則

第20条 この細則は、平成29年（2017年）4月13日より施行する。

第21条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第22条 この細則の実施に関して生じる疑義については、委員会で審議し決定するものとする。

# K

## 一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度 ： 再建・マイクロサージャリー分野指導医細則

令和元年 5月 制定

### 第 1 章 総則

第 1 条 この制度は、再建・マイクロサージャリーに関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 日本形成外科学会は、前条の目的を達成するため、この細則により再建・マイクロサージャリー分野指導医（以下特定分野指導医と略記）を認定する。

### 第 2 章 特定分野指導医制度を運用する機関

第 3 条 日本形成外科学会は、特定分野指導医制度の運用に当たって特定分野指導医認定委員会（以下委員会と略記）を設置する。

第 4 条 委員会は、特定分野指導医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、特定分野指導医の認定審査と更新審査を行う。

### 第 3 章 特定分野指導医申請資格

第 5 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有していること
- 2) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては日本形成外科学会専門医）の資格を有していること
- 3) 本学会が定めた研修施設において、一定期間再建・マイクロサージャリーに関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

### 第 4 章 特定分野指導医の認定

第 6 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を委員会に提出しなければならない。

第 7 条 委員会は、特定分野指導医申請者に対して年 1 回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。

第 8 条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第 9 条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特

定分野指導医認定証を交付する。

第 10 条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より 5 年とする。

### 第 5 章 特定分野指導医の更新

第 11 条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後 5 年毎にこれを更新しなければならない。

第 12 条 特定分野指導医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を委員会に提出し更新審査料を納付しなければならない。

第 13 条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年 1 回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第 14 条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

### 第 6 章 特定分野指導医資格の喪失

第 15 条 特定分野指導医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科領域専門医の資格を喪失したとき
- 3) 特定分野指導医の資格を辞退したとき
- 4) 特定分野指導医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第 16 条 特定分野指導医の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を 2 年間停止する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。停止期間中は更新の申請資格は保有するが特定分野指導医資格は停止する。なお、国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。

第 17 条 特定分野指導医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、

この場合、その指導医に対して弁明の機会が与えられる。

## 第7章 特定分野指導医制度開始に伴う暫定措置

第18条 特定分野指導医申請資格(制度細則第3章第5条)を有する本学会名誉会員および特別会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出すれば特定分野指導医として登録される。認定登録料の納付は免除される。

第19条 特定分野指導医申請資格(制度細則第3章第5条)を有し、かつ日本形成外科学会専門医を1回以上更新者で、以下の条件のいずれかを満たすものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出し、認定登録料を納付すれば再建・マイクロサージャリー分野指導医として登録される。

- 1) 全国がん(成人病)センター協議会加盟施設の形成外科施設長
- 2) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 3) 以下の条件をすべて満たす施設の形成外科施設長
  - ・日本形成外科学会認定施設、教育関連施設あるいは研修基幹施設、連携施設
  - ・年間マイクロサージャリー手術症例数20例以上
- 4) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 5) 1) または3) の施設に合計2年以上常勤として在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 6) 医育機関の形成外科施設長
- 7) 医育機関に常勤として2年間以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 8) 全国がん(成人病)センター協議会加盟施設の形成外科施設長を過去に2年以上勤めたもの

第20条 この暫定措置は2019年5月14日より開始し、2020年3月31日で終了する。

## 第8章 細則の変更手続

第21条(改廃) この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

### 附 則

1. この細則は、2019年5月14日より施行する。

# 一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度 ： 再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則

令和元年5月 制定

## 第1章 運営

第1条 日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医(以下特定分野指導医と略記)制度細則の施行にあたり、細則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

## 第2章 特定分野指導医認定委員会

第2条 特定分野指導医認定委員会(以下委員会と略す)の委員長(以下委員長と略す)は理事長が指名する。

第3条 委員会の委員数は10名以上とする。委員は、理事長が会員の中から選任する。

第4条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第5条 委員に欠員が生じたときは委員長が補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 委員会の開催には、定数の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第7条 委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第8条 委員会の事務は日本形成外科学会事務局において行う。

## 第3章 特定分野指導医申請資格

第9条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

1) 日本形成外科学会認定専門医を取得後、委員会(あるいは日本形成外科学会)が認定した研修施設で3年以上の研修歴を有していること。

\* 暫定措置として、日本形成外科学会認定施設および教育関連施設、新制度での研修基幹施設・連携施設を研修施設とする。また、本分野指導医常勤施設での分野指導医下における研修も研修歴として認めるものとする

2) 日本形成外科学会学術集会(各地区形成外科学会・地方会を含む)、日本マイクロサージャリー学会学術集会、日本手外科学会学術集会のいずれかにおける再建・マイクロサージャリー領域に関する2回以上の発表歴(筆頭

もしくは発表指導者)あるいは、再建・マイクロサージャリー領域に関する1編以上の学術論文執筆歴(筆頭もしくは執筆指導者)を有していること。

\* 学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、学術集会での座長や司会歴も含まれる。

\* 執筆指導者(発表指導者)とは、共同執筆者(発表者)の中で最も指導的立場にいる執筆者(発表者)が該当する。

3) 再建・マイクロサージャリー領域における症例の記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙(申請の手引き)に定める。

4) 日本形成外科学会が主催する再建・マイクロサージャリー分野教育セミナーの受講歴を2回以上有していること。ただし施行開始後3年間は不要とする。

## 第4章 申請書類

第10条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

1) 認定申請書

2) 履歴書

3) 研修証明書

4) 日本形成外科学会専門医認定証(コピー)あるいは形成外科領域専門医認定証(コピー)

5) 業績目録

6) 症例の記録

7) 教育セミナー受講証明書(2回分)(施行開始後3年間は不要とする)

第11条 施行細則第4章、第10条にいう症例の記録とは以下である。

所定の用紙に記載された手術記録(10症例:申請者が執刀または指導した症例)および手術症例の一覧表(50症例)

第12条 暫定措置制度(制度細則第7章、第18条、第19条)によって指導医の認定を申請する者は、制度細則第4章、第7条の試験および施行細則第4章、第10条3)研修証明書、5)業績目録、6)症例の記録、7)教育セミナー受講証明書(2回分)の提出は免除される。ただし細則第19条による申請者は症例の記録のうち、手術記録あるいは手術症例の一覧表のいずれかの提出を必要とす

る。

## 第5章 更新申請書類

第13条 特定分野指導医の更新を申請する者は、指導医資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本形成外科学会専門医認定証（コピー）または形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 4) 日本形成外科学会特定分野指導医認定証（コピー）
- 5) 業績目録
- 6) 診療実績報告書

## 第6章 審査料および登録料

第14条 審査料は、次の如くとする。

認定審査料	10,000円（暫定措置の場合15,000円）
更新審査料	10,000円

第15条 既納の審査料は、返却しない。

第16条 登録料は、次の如くとする。

認定登録料	10,000円（暫定措置の場合15,000円）
更新登録料	10,000円

第17条 既納の登録料は返却しない。

## 第7章 審査の時期および申請先

第18条 委員会は、特定分野指導医の認定および更新を申請する時期、その他について、原則として実施6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第19条 申請先および手数料送金先は、日本形成外科学会事務局とする。

## 第8章 附則

第20条 この細則は、2019年5月14日より施行する。

第21条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第22条 この細則の実施に関して生じる疑義については、委員会で審議し決定するものとする。

# N

## 一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度 ： 再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則

令和元年 5 月 制定

### 第 1 章 運営

第 1 条 日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医(以下特定分野指導医と略記)制度細則の施行にあたり、細則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

### 第 2 章 特定分野指導医認定委員会

第 2 条 特定分野指導医認定委員会(以下委員会と略す)の委員長(以下委員長と略す)は理事長が指名する。

第 3 条 委員会の委員数は 10 名以上とする。委員は、理事長が会員の中から選任する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 5 条 委員に欠員が生じたときは委員長が補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 委員会の開催には、定数の 2 分の 1 以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第 7 条 委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第 8 条 委員会の事務は日本形成外科学会事務局において行う。

### 第 3 章 特定分野指導医申請資格

第 9 条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

1) 日本形成外科学会認定専門医を取得後、委員会(あるいは日本形成外科学会)が認定した研修施設で 3 年以上の研修歴を有していること。

\* 暫定措置として、日本形成外科学会認定施設および教育関連施設、新制度での研修基幹施設・連携施設を研修施設とする。また、本分野指導医常勤施設での分野指導医下における研修も研修歴として認めるものとする

2) 日本形成外科学会学術集会(各地区形成外科学会・地方会を含む)、日本マイクロサージャリー学会学術集会、日本手外科学会学術集会のいずれかにおける再建・マイクロサージャリー領域に関する 2 回以上の発表歴(筆頭

もしくは発表指導者)あるいは、再建・マイクロサージャリー領域に関する 1 編以上の学術論文執筆歴(筆頭もしくは執筆指導者)を有していること。

\* 学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、学術集会での座長や司会歴も含まれる。

\* 執筆指導者(発表指導者)とは、共同執筆者(発表者)の中で最も指導的立場にいる執筆者(発表者)が該当する。

3) 再建・マイクロサージャリー領域における症例の記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙(申請の手引き)に定める。

4) 日本形成外科学会が主催する再建・マイクロサージャリー分野教育セミナーの受講歴を 2 回以上有していること。ただし施行開始後 3 年間は不要とする。

### 第 4 章 申請書類

第 10 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

1) 認定申請書

2) 履歴書

3) 研修証明書

4) 日本形成外科学会専門医認定証(コピー)あるいは形成外科領域専門医認定証(コピー)

5) 業績目録

6) 症例の記録

7) 教育セミナー受講証明書(2 回分)(施行開始後 3 年間は不要とする)

第 11 条 施行細則第 4 章、第 10 条にいう症例の記録とは以下である。

所定の用紙に記載された手術記録(10 症例:申請者が執刀または指導した症例)および手術症例の一覧表(50 症例)

第 12 条 暫定措置制度(制度細則第 7 章、第 18 条、第 19 条)によって指導医の認定を申請する者は、制度細則第 4 章、第 7 条の試験および施行細則第 4 章、第 10 条 3) 研修証明書、5) 業績目録、6) 症例の記録、7) 教育セミナー受講証明書(2 回分)の提出は免除される。ただし細則第 19 条による申請者は症例の記録のうち、手術記録あるいは手術症例の一覧表のいずれかの提出を必要とす

る。

## 第5章 更新申請書類

第13条 特定分野指導医の更新を申請する者は、指導医資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本形成外科学会専門医認定証（コピー）または形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 4) 日本形成外科学会特定分野指導医認定証（コピー）
- 5) 業績目録
- 6) 診療実績報告書

## 第6章 審査料および登録料

第14条 審査料は、次の如くとする。

認定審査料	10,000円（暫定措置の場合 15,000円）
更新審査料	10,000円

第15条 既納の審査料は、返却しない。

第16条 登録料は、次の如くとする。

認定登録料	10,000円（暫定措置の場合 15,000円）
更新登録料	10,000円

第17条 既納の登録料は返却しない。

## 第7章 審査の時期および申請先

第18条 委員会は、特定分野指導医の認定および更新を申請する時期、その他について、原則として実施6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第19条 申請先および手数料送金先は、日本形成外科学会事務局とする。

## 第8章 附則

第20条 この細則は、2019年5月14日より施行する。

第21条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第22条 この細則の実施に関して生じる疑義については、委員会で審議し決定するものとする。

専01-形成外科領域専門医制度

(専門医認定と施設認定に関してのみならず、専門医育成のための指導体制、取得後の更新等も含め、専門医に関する包括的な制度とする。)

A. 形成外科領域専門医制度 (全文)、B. 形成外科領域専門医制度細則 (28、29条、42条、43条)、C. 専門医生涯教育制度細則 (1条、11条)、E. 形成外科領域指導医制度 (1条、6条、7条)

形成外科学会専門医制度

(2017年以前の初期臨床研修修了者を対象にした、専門医認定と施設認定に関する規定)

日本形成外科学会専門医制度

日本形成外科学会専門医制度細則

C. 専門医生涯教育制度細則

(専門医資格更新に関する規定)

D. 専門医生涯教育制度施行細則

(専門医資格更新に関する規定)

(領域専門医制度に完全移行した時点で廃止)

専02-専門医認定細則

(専門医認定に関する細則)

B. 形成外科領域専門医制度細則 (第1~13条、18~27条)

専03-施設認定細則

(専門医認定施設に関する細則)

B. 形成外科領域専門医制度細則 (第14~17条、32~41条)

専04-専門医生涯教育細則

(専門医更新に関する細則)

B. 形成外科領域専門医制度細則 (第30~31条)  
C. 専門医生涯教育制度細則 (全文)  
D. 専門医生涯教育制度施行細則 (全文)

専05-指導医細則

(指導医資格認定及び更新に関する細則)

E. 形成外科領域指導医制度 (全文)  
F. 形成外科領域指導医制度細則 (全文)

専06-特定分野指導医細則

各特定分野指導医制度細則・施行細則の共通部分

専07(1)-皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則

専07(2)-小児形成外科分野指導医施行細則

専07(3)-再建・マイクロ分野指導医施行細則

専07(4)-レーザー分野指導医施行細則

## 専門医に関する規約改定の骨子

1. 体系化
2. 議決を評議員会（社員総会）から理事会に変更
3. 専門医認定細則の変更点
  - 1) 3ヶ月以上の地域医療研修義務化の明記
  - 2) 疾患分類、それぞれの必要経験症例数、10症例の変更明記
4. 施設認定細則の変更点
  - 1) 研修プログラムに関する言及（専攻医研修のための研修施設群を形成する）
  - 2) 専攻医募集を行うプログラムを毎年審査することの明記
  - 3) 地域医療研修可能施設
5. 専門医生涯教育細則の変更点
  - 1) 学会専門医更新と領域専門医更新の混在していたところを、領域専門医更新内容に一本化
  - 2) 講習単位に関して明記
  - 3) 専門医生涯教育の内容を明記し、更新基準として単位を付与することを明記
  - 4) 学術集会からの講習申請に関して明記
  - 5) 専門医資格取り消しに関して、この細則に明記
6. 指導医細則の変更点
  - 1) 2つの規定（指導医制度、指導医制度細則）を統合
  - 2) 4つの特定分野指導医を明記
  - 3) 暫定措置に関する記述を削除
7. 特定分野指導医細則・施行細則の変更点
  - 1) 4つの特定分野指導医にそれぞれある細則、施行細則のうち共通部分を集約
  - 2) 資格更新に関して、審査料や書類に関しての記載はあるが、更新要件が記載されていない。
  - 3) 認定資格要件、更新要件など各分野ごとに異なる部分のみをそれぞれの施行細則として作成

(目的)

第 1 条 形成外科領域専門医制度は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）定款第 3 条および第 4 条 1 項 3 号を達成するとともに、形成外科領域専門医（以下、専門医という）の質を担保することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(専門医有資格者の認定)

第 2 条 学会は、一般社団法人日本専門医機構（以下、機構という）の委託を受けて、本学会会員資格を有する医師であって、本制度第 3 条に定める専門研修施設において所定の修練を行い、形成外科領域の基本的な知識と技能を習得したものを審査の上、専門医有資格者として機構に報告する。

2. 学会は、前項の資格認定に関する業務を行うため、専門医認定委員会を置く。
3. 前 2 項に関する手続きその他を規定するため、専門医認定細則を別に定める。

(専門研修施設の認定)

第 3 条 学会は専門医となるための修練に適した施設を専門研修基幹施設および専門研修連携施設として認定し、機構に報告する。

2. 学会は、前項の施設認定に関する業務を行うため、認定施設認定委員会を置く。
3. 前 2 項に関する手続き等を規定するため、施設認定細則を別に定める。

(専門医生涯教育)

第 4 条 専門医は、本制度第 1 条を達成するために、以下を実践することにより自己研鑽に努めなければならない。

- 1) 形成外科領域のみならず全領域の専門医が習得すべき共通事項の講習受講
  - 2) 形成外科領域に関する事項の講習受講
  - 3) 学術集会への参加・発表、学術雑誌等での発表などの学術活動
  - 4) 専門知識・専門技能を活かした社会活動
  - 5) その他、専門医の生涯教育に役立つ事項
2. 専門医が専門医資格を維持するためには、5 年毎に専門医資格の更新審査を受けなければならない。
  3. 学会は審査の上、専門医の更新資格の有無を機構に報告する。
  4. 本制度施行前の日本形成外科学会専門医制度における学会専門医資格は、資格更新に際し前項の審査を

経た後に、形成外科領域専門医と改称して同資格を継承する。

5. 学会は、前 2 項の更新資格認定等に関する業務のため、専門医生涯教育委員会を置く。

(形成外科領域指導医)

第 5 条 学会は、形成外科専門研修を行う専攻医に研修上の指導を行ううえで必要にして十分な能力をもつ専門医を、形成外科領域指導医（以下、指導医という）として認定する。

2. 学会は、前項の指導医認定審査等の業務を行うため、指導医認定委員会を置く。

3. 前 2 項に関する手続きその他を規定するため、指導医細則を別に定める。

(認定の取り消し)

第 6 条 理事長は別に定める細則により、第 2 条 1 項および第 4 条 3 項に基づき認定した領域専門医資格を取り消し、機構に報告することができる。

2. 理事長は別に定める細則により、第 3 条に基づき認定した専門研修施設認定を取り消し、機構に報告することができる。

3. 理事長は別に定める細則により、第 5 条に基づき認定した領域指導医資格を取り消すことができる。

(専門医制度委員会)

第 7 条 理事長は、本制度に関して横断的かつ統合的な議論を行うため、専門医制度委員会を開催することができる。

2. この会議は理事長、庶務担当理事、専門医認定委員会の委員長、認定施設認定委員会の委員長、専門医試験問題作成委員会の委員長、専門医生涯教育委員会の委員長および理事長の推薦する若干名からなる。

3. この会議の議長は理事長が務める。

(改廃)

第 8 条 この制度の改廃は、理事会において行う。

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第2条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)としての資格要件および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う認定審査に関する諸規定を定めるものである。

### 第2章 専門医認定委員会

(構成)

第2条 制度第2条2項の専門医認定委員会(以下、委員会という)の構成は18名とする。

2. 専門医認定委員(以下、委員という)のうち10名は、社員総会において専門医である評議員の中から選挙により選出する。他の8名の委員は理事長が別途指名する。

3. 前項に定める10名の委員選出には、定款細則第7条より第9条までの規定を準用し、選出すべき人数の半数の連記投票による。

4. 委員に欠員を生じた時は、前項選出時の次点者を繰り上げ、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、理事長指名の委員に欠員を生じた時は、理事長が追加指名する。

(任期)

第3条 委員の任期は評議員選挙を実施した年の定時社員総会終了時より、次次期定時社員総会終了時までとし、連続2期を越えることはできない。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

2. 委員会の議長は委員長とする。

(招集)

第5条 委員会の招集は委員長が行う。

2. 委員総数の3分の1以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

(成立)

第6条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任

状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。

(議決)

第7条 委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(認定審査の非公開)

第8条 専門医認定審査に関する議事は原則として非公開とする。

(議事録)

第9条 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人2名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

### 第3章 専門医の認定申請

(専門医申請資格)

第10条 専門医申請資格は、以下の各号を充足するものとする。

- (1) 6年以上日本国医師免許証を有するもの。
- (2) 義務化された臨床研修2年の後、本制度施設認定細則に定める研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと。
- (3) 前号の形成外科研修は、専門研修基幹施設における6ヶ月以上の研修期間を含まなければならない。
- (4) 前々号の形成外科研修は、3ヶ月以上の地域医療研修を含まなければならない。
- (5) 第12条に定める症例を経験し、本細則第13条、第14条に定める記録を有するもの。
- (6) 学会主催の講習会(春季学術講習会、秋季学術講習会)4回以上の受講歴を有すること。
- (7) 1編以上の形成外科に関する論文を筆頭著者として発表しているもの(発表誌は年2回以上定期発行され、査読のあるものとする)。

(研修期間)

第11条 形成外科専門研修は4年以上とする。但し臨床研修期間中の形成外科研修は含まない。

2. 形成外科専門研修期間における勤務形態は、週32時間以上かつ週4日以上とする。

3. 大学院生、時短勤務者、非常勤医などにあつて、前項に満たない勤務形態での研修期間に関しては以下とする。

- 1) 週 3 日勤務の研修期間は、実期間の 3/4
  - 2) 週 2 日勤務の研修期間は、実期間の 1/2
  - 3) 週 1 日勤務の研修期間は、実期間の 1/4
4. 研修実績は、当該研修施設の施設長、または所属長の認定を要する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、委員会で審議することがある。

(必要経験症例)

第 12 条 専門医認定申請を行うものは、研修期間中に所属研修施設上席医師の指導下で所定の手術症例を経験しなければならない。

2. 前項に関わる症例を以下のごとく分類する。

- I 外傷
- II 先天異常
- III 腫瘍
- IV 癒痕・癒痕拘縮・ケロイド
- V 難治性潰瘍
- VI 炎症・変性疾患
- VII 美容
- VIII その他

3. 研修期間中に経験すべき必要手術症例数（うち術者として経験すべき症例数）の下限を以下のごとく定める。

- I 60 (10)
- II 15 (4)
- III 90 (18)
- IV 15 (3)
- V 25 (3)
- VI VIIIと合わせて 15 (2)
- VII 0 (0)
- VIII VIと合わせて 15 (2)

4. I～VIのいずれかの分類において、顔面神経麻痺の症例を必ず 1 例は経験しなければならない。

(研修記録)

第 13 条 専門医認定申請を行うものは、前条に記された必要経験症例を含め、所属研修施設上席医師の下で直接手術に関与した 300 症例（うち 80 症例以上は術者として経験した手術症例）の一覧表を研修記録として提出しなければならない。

(手術症例病歴要約)

第 14 条 専門医認定申請を行うものは、研修期間中に所属研修施設の指導医の下で、形成外科専門技能を要する手術を術者として経験し、うち 10 症例の病歴要約を所定の用紙に記載し提出しなければならない。

2. 前項の 10 症例は、第 12 条 2 項に示す 8 項目のうち 5 項目以上を含まなければならない。
3. 同一項目かつ同一術式の症例が重複することは好ましくない。

(提出書類)

第 15 条 専門医資格認定審査を受けようとするものは、所定の認定審査料を学会に納付した上で、所定の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。

(審査日時等の告示)

第 16 条 委員会は年一回資格認定審査を施行する。その日時、その他については実施 3 ヶ月前までに告示する。

(資格認定審査)

第 17 条 委員会は、以下の認定審査を行う。

1. 書類審査

専門医認定申請者の、第 10 条に定める申請資格を提出書類を基づき審査する

2. 試験審査

書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。

- (1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験を行う
- (2) 主に申請者の研修記録について口頭試問を行う

(審査結果の通知)

第 18 条 委員会は、資格認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は専門医としての有資格者を機構に報告し、そののち機構での審査結果をすみやかに申請者に通知する。

(登録)

第 19 条 認定審査合格者は、所定の登録料を機構と学会に支払う。機構は専門医認定証を交付する。学会は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録し、公示する。

(手数料の返還)

第 20 条 既納の審査料、登録料は、原則としてこれを返還しない。

(異議申し立て)

第 21 条 資格認定審査の結果に異議がある者は結果を通知した消印日から 14 日以内に文書で委員会に対し異議申し立てをすることができる。

## 第 9 章 細則の変更手続

第 22 条 この細則の改廃は、理事会において行う。

## 附 則

この細則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 27 年以前に施行された医師国家試験合格者で令和 3 年度までの専門医申請者については日本形成外科学会専門医制度による。

## 第 4 章 専門医資格認定審査

令和3年●月 制定

令和3年●月 制定

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第3条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)となるための修練に適した施設の要件および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う審査・認定に関する諸規定を定めるものである。

### 第2章 認定施設認定委員会

(構成)

第2条 制度第3条2項の認定施設認定委員会(以下、委員会という)の構成は16名とする。

2. 認定施設認定委員(以下、委員という)は、理事長が指名する

3. 委員に欠員が生じた時は、理事長が追加指名を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第3条 認定施設認定委員長は、理事長が指名する。委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は評議員選挙を実施した年の通常社員総会終了時より、次次期通常社員総会終了時までとし、連続2期を越えることはできない。

(招集)

第5条 委員会の招集は委員長が行う。

2. 委員総数の3分の1以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

(成立)

第6条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、施設認定審査の場合には委任状を認めない。

(議決)

第7条 委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(認定審査の非公開)

第8条 施設認定審査に関する議事は原則として非公開

とする。

(議事録)

第9条 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人2名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

(兼任の禁止)

第10条 認定施設認定委員は、専門医認定委員および指導医認定委員を兼ねることができない。

### 第3章 形成外科領域専門研修施設

(専門研修基幹施設)

第11条 制度第3条1項に定める専門研修基幹施設(以下、基幹施設という)は、以下を充足するものとする。

- (1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること
- (2) 形成外科が診療科として標榜されていること
- (3) 複数の形成外科領域指導医が常勤として在籍していること
- (4) 形成外科研修プログラムを有すること
- (5) 研修内容を満たすに必要な形成外科病床を常時有すること
- (6) 本制度専門医認定細則第12条2項に定める分類8項目中5項目以上の手術経験が可能であること。
- (7) 形成外科に関する教育研究活動(学会論文発表を含む)が活発に行われていること

2. 前項にかかわらず、形成外科過疎地域の医育機関などが形成外科を新設する場合は、専攻医採用時に申請資格を満たす見込みがあれば基幹施設として認定することができる。この場合認定後に学会が必要と判断する期間は、適宜学会による調査をうけるものとする。

(専門研修連携施設)

第12条 制度第3条1項に定める専門研修連携施設(以下、連携施設という)は、基幹施設が学会に申請し、認定された施設とする。

2. 連携施設には、常勤の形成外科領域指導医が在籍していなければならない。
3. 特定機能病院、がん専門病院、小児専門病院などの特化した機能を持つ施設以外の連携施設は、基幹施設の要請を受け、地域に密着した形成外科医療(以下、地域医

療研修という)の機会を専攻医に与えることができる。

(専門研修施設群)

第13条 基幹施設は連携施設とともに専門研修施設群を形成し、専攻医に充実した形成外科領域専門研修の機会を与えるための研修プログラムを作成する。

(研修連携候補施設)

第14条 基幹施設は、専攻医に十分な研修機会を与えるために、に専門研修連携候補施設(以下、連携候補施設という)を専門研修施設群に加えることができる。

2. 連携候補施設には、常勤の形成外科領域専門医が在籍していることを必須条件とする。

3. 特定機能病院、がん専門病院、小児専門病院などの特化した機能を持つ施設以外の連携候補施設は、地域に密着した地域医療研修の機会を専攻医に与えることができる。

(地域医療研修施設)

第15条 基幹施設は、専攻医に専門医認定細則第10条4号に定める地域医療研修の機会を与えるために、地域医療研修施設を専門研修施設群に加えることができる。

2. 地域医療研修施設は、常勤の形成外科領域専門医の在籍を必要としない。

3. 専攻医の地域医療研修施設での研修期間は、6ヵ月以内でなければならない。

## 第4章 施設認定の方法

(認定の申請)

第16条 次年度専攻医募集を行うプログラムに関しては、基幹施設が所定の書類を作成し、告示された提出日までに学会に提出し、委員会の施設認定審査を受けなければならない。

2. 前項提出書類は、以下を含む。

- (1) 施設認定申請書
- (2) 形成外科研修責任者の履歴書
- (3) 形成外科研修プログラム
- (4) 専門研修施設群全ての施設に関する形成外科診療説明書(規模、指導体制、診療要員、その他)
- (5) 専門研修施設群全ての施設に関する1年間の外来患者統計および手術例数

3. 施設認定審査においては、基幹施設が所定の審査料を納めなければならない。

(プログラム変更の報告義務)

第17条 過年度に認定を受けた研修プログラムの基幹施設は、下記の事項につき変更があった場合は、前条の申請を行う際に変更届けを提出し、委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 指導体制の変更
- (2) 専門研修施設群の変更
- (3) その他報告が必要とされる診療施設の内容の変更

(公示)

第18条 委員会は、年1回施設認定審査を施行し、その審査時期をあらかじめ告示する。

(審査)

第19条 委員会は、基幹施設からの提出書類に基づき、形成外科専門研修プログラムおよび研修施設群の施設について認定審査を行う。必要あれば、申請機関に説明を求めることがある。

(通知)

第20条 委員会は審査結果を理事長に報告し、申請機関に通知する。

(登録)

第21条 学会は、認定した研修プログラムとその施設を認定施設登録簿に登録し、公示する。

(施設認定の取り消し)

第22条 基幹施設および連携施設が以下の各項のいずれかに該当する場合は、施設認定を取り消しその旨公示するとともに、機構に報告する。

- (1) 基幹施設または連携施設としての資格を辞退した時
- (2) 第16条に定める書類の提出がなかった時
- (3) 第16条に定める書類の内容が施設認定の条件を十分に満たさなくなった時
- (4) 申請または報告の内容に虚偽があった時

2. 連携候補施設、地域医療研修施設についても前項に準じて、学会が施設認定を取り消し、その旨公示する。

## 第5章 細則の変更手続

(改廃)

第23条 この細則の改廃は、理事会において行う。

# 専04

## 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 専門医生涯教育細則

令和3年●月 制定

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第4条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)が生涯教育として実践すべき自己研鑽の内容、および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う専門医更新資格の審査・認定等に関する諸規定を定めるものである。

### 第2章 専門医生涯教育

(共通講習)

第2条 専門医は、生涯教育の一環として形成外科領域のみならず全領域の専門医が習得すべき共通事項の講習を受講しなければならない。

2. 共通講習は、一般社団法人日本専門医機構(以下、機構という)が開催する講習の他に、各施設、団体、学術集会(地方会、研究会等を含む)などで実施される。
3. 形成外科領域関連学会で実施される共通講習は、学会に申請し、制度第4条5項および本細則第13条に定める専門医生涯教育委員会(以下、委員会という)の審査・認定を受けたのち、学会が機構に報告する。

(領域講習)

第3条 専門医は、生涯教育の一環として形成外科領域に関する講習を受講し、自己研鑽に努めなければならない。

2. 領域講習は、学会に申請し、委員会の審査・認定を受けたものでなければならない。

(学術活動)

第4条 専門医は、生涯教育の一環として学会が認定する学術集会への参加・発表、学術雑誌等での発表などの学術活動を行うことにより、自己研鑽に努めなければならない。

2. 前項に該当する学術集会および学術雑誌等は別表1に定める。

(その他の社会活動)

第5条 専門医は、形成外科領域の診療以外に、生涯教育の一環として専門知識・専門技能を活かした社会活動に参加することが求められる。

### 第3章 専門医更新基準

(生涯教育に対する単位)

第6条 専門医は、本細則第2条から第5条に定める専門医生涯教育の実施により、専門医更新基準としての単位を与えられる。

(更新時必要単位数)

- 第7条 専門医は、5年の更新期間に最低50単位を取得しなければならない。
2. 50単位の内10単位は、所定の診療記録により示される形成外科診療実績をもって認定される。
  3. 前項にかかわらず、3回以上更新を行った専門医は、4回目以降の更新審査において診療実績を免除され、更新時の必要単位数を40単位とする。

(必要講習単位数)

第8条 専門医は5年の更新期間に、本細則第2条に定める共通講習のうち医療倫理、医療安全、感染対策の3つの必修講習を各々1単位以上取得しなければならない。

2. 専門医は5年の更新期間に、本細則第3条に定める領域講習を15単位以上取得しなければならない。

(学術・社会活動単位)

第9条 専門医は5年の更新期間に、学術活動及びその他の社会活動により6単位以上を取得しなければならない。

2. 学術活動における単位数は別表1に定める。

(学術集会登録審査)

第10条 本細則第4条2項以外の学術集会(研究会、研修会等を含む)は、委員会による学術集会登録審査を事前に受け、参加実績・発表実績を専門医更新基準としての単位とすることができる。

2. 学術集会登録審査は、本細則第16条に定める専門医更新審査会で行われ、当該集会から提出された所定の申請書類に基づき学術活動としての単位数を決定する。
3. 学会は、理事会の承認を経て前項の学術集会を登録、公示し単位数を付記する。
4. 前項の学術集会は、3年毎に当該学術集会の開催状況を委員会に報告する。
5. 前項開催状況の審査で問題を指摘された学術集会は、翌年も開催状況の報告を行い、再度問題を指摘された場合、当該学術集会の登録を取り消す。

(学術集会での講習受講単位)

第11条 本細則第4条2項および前条にて認定された学

術集会の主催者は、専門医の生涯教育に資するプログラムを企画した場合、本細則第2条に定める共通講習、もしくは第3条に定める領域講習として学会に申請することができる。

2. 前項に定める申請は、学術集會会期の3か月前までに、所定の審査料を納付するものとする。

3. 委員会は申請のあったプログラムを、機構が示す基準に基づき審査し単位数を決定する。

(学術集會以外での講習受講単位)

第12条 学術集會以外で開催される実習講習やe-learningなどに関しては、別途委員会が審査し、単位を決定する。

## 第4章 専門医生涯教育委員会

(構成)

第13条 委員会は、委員長1名、委員15名程度で構成される。

2. 理事長は委員長を指名する。委員長は委員を指名し、理事会の承認を得る。

3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議決)

第14条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、専門医更新審査会では委任状を認めない。

2. 議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(業務)

第15条 委員会は以下の業務を行う。

- 1) 専門医資格更新審査
- 2) 専門医更新基準の審査
- 3) 専門医資格取り消しに関わる調査・報告
- 4) その他専門医の生涯教育に関わる事業に関する業務

## 第5章 専門医資格更新審査会

(開催)

第16条 委員長は、専門医資格更新審査会を年に1回開催する。

(提出書類)

第17条 専門医は専門医資格を維持するために、審査料を学会に納付した上で、所定の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。

(更新審査の留保)

第18条 専門医は、更新期間中に研究、留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務等により生涯教育を実践できない期間があれば、制度第4条にかかわら

ず、更新審査の留保を申請することができる。

2. 委員会は、専門医資格更新審査において留保理由が妥当と認めた場合、申請のあった専門医に1年間の留保期間を与える。

3. 前項の留保期間中は、専門医資格は維持される。

(更新単位の上限)

第19条 委員会は、共通講習受講による取得単位のうち10単位までを更新単位として認定する。

2. 委員会は、領域講習受講による取得単位のうち31単位までを更新単位として認定する。

3. 委員会は、学術活動・その他の社会活動による取得単位のうち15単位までを更新単位として認定する。その内、学術集會参加による更新単位は、6単位を上限とする。

(専門医資格の更新)

第20条 委員会は、審査結果を理事長に報告し、理事長は更新の有資格者を機構に報告する。専門医の更新資格は、機構の二次審査を経て認定される。

2. 学会は、機構からの審査結果をすみやかに更新申請者に通知し、専門医登録原簿に登録する。

3. 機構は、専門医資格更新者を登録し、専門医認定証を再交付する。

(専門医資格の停止・喪失)

第21条 更新審査時に専門医更新基準を満たしていないものは、専門医資格を停止する。続く2年で専門医資格を更新できない場合は専門医資格を喪失する。停止期間中の更新申請資格は維持される。

(専門医資格の取り消し)

第22条 委員会は、前条により専門医資格を喪失したものを理事長に報告する。

2. 委員会は前項に加え、以下のいずれかに該当すると思われるものを調査、確認し、専門医資格喪失者として理事長に報告する。

- (1) 専門医資格を返上したもの
- (2) 学会での会員資格を喪失したもの
- (3) 専門医資格の認定につき過誤があったもの
- (4) 専門医認定審査および専門医更新審査における提出書類に虚偽の記載があったと認められたもの
- (5) 専門医認定試験において不正があったと認められたもの

3. 前2項に該当するものは、理事会と社員総会の承認を経て専門医資格を取り消される。

4. 理事長は、専門医資格の取り消しを機構に報告する。学会は、専門医登録原簿よりその名を削除し、公示する。

(再認定)

第23条 前条により専門医資格を取り消されたものが、再び専門医の資格を取得する場合は、本制度専門医認定

細則に従う。

(専門医認定証の再発行)

第24条 専門医認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には機構に申請する。

(異議の申し立て)

第25条 単位認定、資格更新などに異議のあるものは理由を付して理事長に異議を申し立てることができる。ただし、単位の認定あるいは機構による専門医更新の審査結果を理事長が申請者に通知した消印日から14日以内とする。

2. 異議の申し立てについては委員会が再審査をし、理事長に報告する。

## 第6章 細則の変更手続き

(改廃)

第26条 この細則の改廃は、理事会において行う。

別表)

資格更新のための学術業績基準一覧表

項目	旧基準点数	新基準単位数
<b>学術集会出席</b>		
日本形成外科学会 学術集会	15	3
日本形成外科学会 基礎学術集会	15	3
国際形成外科学会	10	2
各地区形成外科学会 学術集会	8	2
*関東形成外科学会は3月開催の東京地方会がこれに該当		
国際口蓋裂学会	8	2
国際手外科学会	8	2
国際頭蓋顔面外科学会	8	2
国際熱傷学会	8	2
国際美容外科学会	8	2
国際マイクロサージャリー学会	8	2
世界創傷治療学会連合学会	8	2
*2012(H24)年度開催のみ承認		
東洋美容外科学会 [OSAPS]	8	2
*2010(H22)年度開催のみ承認		
日韓国際形成外科学会	8	2
日中形成外科学術交流会	8	2
その他の国際形成外科学会	8	2
*アフリカ・中東・中南米・ヨーロッパ諸国など		
国際形成外科学会アジア太平洋地区会議 [IPRAS・AFS]	8	2
各国の形成外科学会総会	8	2
各地区形成外科学会 下部組織の地方会・地方会	6	2
*組織：支店地方会、東海地方会など		
日本形成外科学会 学術講習会	6	2
日本医学会総会	6	2
日本下肢救済・足病学会	6	2
*2014(H26)年度開催のみ承認		
日本救急医学会	6	2
日本形成外科手術手技学会	6	2
*母：日本形成外科手術手技研究会		
2010(H22)年度開催のみ6点で承認		
1996(H8)年度～2009(H21)年度開催分は3点で承認		
日本口蓋裂学会	6	2
日本再生医療学会	6	2
*2013(H25)年度開催のみ承認		
日本職業・災害医学会	6	2
日本褥瘡学会	6	2
日本先天異常学会	6	2
日本創傷外科学会	6	2
日本創傷治療学会	6	2
日本手外科学会	6	2
日本頭蓋顔面外科学会	6	2
日本頭蓋底外科学会	6	2
日本頭頸部癒着学会 *母：日本頭頸部癒着学会	6	2
日本乳房オンコプラスティックサージャリー学会	6	2
*2013(H25)年度開催のみ承認		

項目	旧基準点数	新基準単位数
日本熱傷学会	6	2
日本皮膚悪性腫瘍学会	6	2
日本美容外科学会 [JSAPS]	6	2
*総会：学術集会は6点、学術集会のみのみ場合は3点 (学術集会のみは0)		
日本フットケア学会	6	2
*2018(H30)年度開催のみ承認		
日本マイクロサージャリー学会	6	2
日本臨床皮膚外科学会	6	2
日本レーザー医学会	6	2
*2011(H23)年度開催のみ6点承認		
2008(H20)年度～2010(H22)年度開催分は4点で承認		
日本顔面神経学会	6	2
*母：日本顔面神経研究会		
関連学会研修会	4	1
日本医師会生涯教育講座	4	1
複数施設の合同研究会	3	0
その他特に委員会が認めたもの	別表参照	0または1

学会発表	旧基準点数	新基準単位数
	筆頭(共済:2名まで)	筆頭(第一共同)・ 副筆頭または筆頭
日本形成外科学会 講習会 (講師)	8	1
日本形成外科学会 学術集会 (特別講演、教育講演)	8	1
関連学会 (特別講演、教育講演、シンポジウム、パネルディスカッション)	8	1
日本形成外科学会	6(2)	1
国際形成外科学会	6(2)	1
委員会承認の関連国際学会	6(2)	1
委員会承認の関連学会(学術集会出席の項に記載のもの)	3(1)	1
各地区形成外科学会 学術集会	3(1)	1
各地区形成外科学会 地方会	3(1)	1
その他委員会が認めた学会・研究会 (別表参照)		1

論文・原著・著書掲載誌	旧基準点数	新基準単位数
	筆頭(共済:2名まで)	筆頭(共済)
日本形成外科学会 会誌	12(3)	2(1)
雑誌：形成外科 *成書出版 発行	12(3)	2(1)
委員会承認の関連学会誌	12(3)	2(1)
外国で発行の形成外科専門誌	12(3)	2(1)
関連著書(学術的なもの、医家向けのもの)	12(3)	0
その他の学術雑誌(定期刊行され表紙のあるもの)	8(2)	2(1)

その他診療以外の学術活動実績	新基準単位数
日本形成外科学会会誌の査読 (1編につき)	1
委員会承認の関連学会誌の査読 (1編につき)	1
専門医試験問題作成、試験委員、監督などの業務 (1年度につき)	1

# 専05

## 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 指導医細則

令和3年●月 制定

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が行う、形成外科領域専門医制度第5条に定める形成外科領域指導医（以下、指導医という）の審査・認定に関する諸規定を定めるものである。

### 第2章 指導医認定委員会

(指導医認定委員会の構成)

第2条 制度第5条2項の指導医認定委員会（以下、委員会という）の構成は原則6名とする。

(委員の指名)

第3条 指導医認定委員は理事長が指名する。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。

(業務)

第5条 委員会は第7条の分野指導医ならびに第10条の形成外科指導医認定に関する業務を行う。

(兼任の禁止)

第6条 指導医認定委員は認定施設認定委員を兼ねることができない。

### 第3章 分野指導医

(分野指導医)

第7条 学会は、形成外科領域専門医のうち、学会が認定した各関連分野学会の専門医資格を有するものを、本人の申請に基づく審査のうえ当該分野指導医として認定し、分野指導医登録原簿に登録する。

2. 前項の対象となる学会と分野指導医名称は以下の通りとする。

- (1) 日本手外科学会（手外科分野指導医）
- (2) 日本美容外科学会(JSAPS)（美容外科分野指導医）
- (3) 日本創傷外科学会（創傷外科分野指導医）
- (4) 日本頭蓋顎顔面外科学会（頭蓋顎顔面外科分野指導医）
- (5) 日本熱傷学会（熱傷分野指導医）

3. 分野指導医は、前項に記された対象学会の専門医資格を更新した際、すみやかに分野指導医資格の更新として

学会に報告しなければならない。

4. 分野指導医は、所定の費用を学会に納めることにより、分野指導医認定証の交付を受けることができる。

### 第4章 特定分野指導医

(特定分野指導医)

第8条 学会は形成外科領域専門医のうち特定分野について、必要にして十分な能力を有するものを特定分野指導医として認定し、特定分野指導医認定証を交付し、特定分野指導医登録原簿に登録する。

2. 前項に該当する特定分野指導医は以下の通りとする。

- (1) 皮膚腫瘍外科分野指導医
- (2) 小児形成外科分野指導医
- (3) 再建・マイクロサージャリー分野指導医
- (4) レーザー分野指導医

3. 各特定分野指導医の申請資格、認定審査、および更新審査等に関しては、別に定める。

4. 前項の業務を行う目的で、各特定分野に応じて認定委員会を置く。

### 第5章 形成外科領域指導医の認定

(形成外科領域指導医資格)

第9条 形成外科領域指導医は、以下を充足しなければならない。

- (1) 形成外科領域専門医の資格を有し、1回以上更新を行ったもの
- (2) 特定分野指導医を含む9つの分野指導医のうちから、複数の分野指導医資格を有するもの

(指導医認定審査)

第10条 委員会は、指導医および分野指導医の認定審査を年複数回施行する。

2. 審査を受けようとするものは、所定の書類を定められた期日までに指導医認定委員会に提出しなければならない。

3. 審査を受けようとするものは、所定の審査料を学会に納めなければならない。既納の審査料は、原則としてこれを返還しない。

(審査結果の通知)

第11条 委員会は、審査の結果を理事長に報告し、すみや

かに申請者に通知する。

(形成外科領域指導医の登録)

第 12 条 学会は認定審査合格者を形成外科指導医登録原簿に登録、公示し、形成外科領域指導医認定証を交付する。

(指導医資格の停止および取り消し)

第 13 条 以下のいずれかに該当すると思われるものは、指導医認定委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会の承認を経て指導医の資格の停止および取り消しを行い、指導医登録原簿よりその名を削除し、指導医認定証を返却させ、この旨を公示する。

- (1) 認定につき過誤があったもの
- (2) 形成外科領域専門医資格を喪失したもの
- (3) 特定分野指導医を含む分野指導医資格の喪失により、第 9 条に定める形成外科指導医としての要件を欠くに至ったもの
- (4) 提出書類の記載に虚偽があったと認められたもの

(指導医資格の再認定)

第 14 条 指導医資格を取り消されたものが、再び指導医資格を取得するには、再度第 10 条に定める指導医認定審査を受けなければならない。

## 第 6 章 細則の変更手続

(改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、理事会において行う。

### 附 則

1. 日本形成外科学会専門医から形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は、第 7 条および第 8 条の形成外科領域専門医は日本形成外科学会専門医も可とする。
2. 前項暫定期間においては、形成外科領域指導医は第 9 条 1 項 2 号を充足しなくても可とする。

# 専06

## 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 特定分野指導医細則

令和3年●月 制定

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が形成外科領域専門医制度（以下、制度いう）指導医細則第8条に定める特定分野指導医資格の認定・更新審査に関する諸規程を定めるものである。

### 第2章 特定分野指導医認定委員会

(委員会)

第2条 学会は、本制度指導医細則第8条に定める4つの特定分野指導医資格の認定・更新審査に関する業務を円滑に行うため、各々の特定分野指導医認定委員会（以下、委員会という）を設置する。

(構成)

- 第3条 各特定分野指導医認定委員長（以下、委員長という）は理事長が指名する。
- 委員長は、各特定分野指導医認定委員会の委員10名以上を正会員の中から選任する。
  - 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
  - 委員に欠員が生じたときは委員長が補欠委員を選任する。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(議決)

- 第4条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。
- 議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

### 第3章 特定分野指導医の認定

(特定分野指導医資格)

第6条 特定分野指導医は、以下を充足しなければならない。

- 形成外科領域専門医資格を有しているもの
- 学会が定める形成外科専門研修施設もしくは当該特定分野指導医が常勤している施設において、形成外科領域専門医資格を取得後に、当該特定分野に関する研

修歴を3年以上有していること

- (3) 当該特定分野に関する学術研究成果を公表していること
  - (4) 当該特定分野に関して、所定の診療実績があること
  - (5) 学会が主催する当該特定分野の指導医認定教育セミナーを、2回以上受講していること
2. 前項の詳細に関しては別に定める。  
(認定審査申請書類)

第7条 特定分野指導医資格の認定審査を申請するものは、学会に所定の認定審査料を納付の上、施行細則に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(認定審査)

- 第8条 委員会は、特定分野指導医認定審査を年1回施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。
- 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。
  - 理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。
  - 前項までの認定審査は、同年度内に完了しなければならない。

(認定審査合格者の登録)

- 第9条 認定審査合格者は所定の登録料を学会に納付しなければならない。
- 学会は、登録料を受領の後、認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

(認定証の有効期限)

第10条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より5年とする。

### 第4章 特定分野指導医の更新

(特定分野指導医資格の継続)

第11条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。  
(更新審査申請書類)

第12条 特定分野指導医の更新を申請する者は、学会に所定の審査・登録更新料を納付の上、施行細則に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。  
(更新審査)

- 第13条 委員会は、特定分野指導医更新審査を年1回施行する。
- 委員会は、更新審査の結果を理事長に報告する。

3. 学会は、理事会の承認を得たのち、確定した更新審査の結果を申請者に通知する。
4. 学会は、更新審査合格者に特定分野指導医認定証を再交付する。
5. 更新時に更新資格を認定されなかったものは、特定分野指導医資格を1年間停止する。
6. 更新時より2年続けて更新資格を認定されなかったものは、委員会および理事会の議を経て特定分野指導医資格を喪失する。

(更新審査の留保)

第14条 特定分野指導医は、本細則第11条にかかわらず、5年間の更新期間中の研究、留学、病氣療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務、その他委員会が妥当と認める理由により、特定分野指導医資格の更新審査を留保することができる。

2. 前項の留保期間中、特定分野指導医資格は維持される。

(資格喪失)

第15条 特定分野指導医は、本細則第13条6項以外に、次のいずれかの理由によりその資格を喪失する。

- (1) 形成外科領域専門医資格を喪失したもの
- (2) 特定分野指導医資格を返上したもの

## 第5章 細則の変更手続

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会において行う。

## 附 則

日本形成外科学会専門医から形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は、第6条の形成外科領域専門医は日本形成外科学会専門医も可とする。

# 専07(1)

## 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則

平成 25 年 3 月 制定  
平成 26 年 4 月 改定  
平成 26 年 10 月 改定  
平成 28 年 4 月 改定  
平成 28 年 9 月 改定  
令和 3 年●月 改定

### 第 1 章 皮膚腫瘍外科分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第 1 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下。細則という）第 6 条 1 項 3 号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2 回以上の筆頭もしくは発表指導者としての皮膚腫瘍外科領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての皮膚腫瘍外科領域に関する 1 編以上の学術論文

(認定申請に必要な診療実績)

第 2 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の認定申請を行うものは、細則第 6 条 1 項 4 号に関して、執刀医もしくは指導的助手として関わった 10 症例の手術記録および 100 症例の手術例一覧表を提出しなければならない。

2. 手術記録、手術例一覧表の詳細は別に定める。

### 第 2 章 皮膚腫瘍外科分野指導医更新資格

(更新申請に必要な学術業績)

第 3 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 1 号に関して、別表に示す学術業績として総計 20 点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第 4 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 2 号に関して、皮膚腫瘍外科領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

### 第 3 章 附則

(改廃)

第 5 条 この施行細則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

# 専07(2)

## 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 小児形成外科分野指導医施行細則

平成 29 年 4 月 制定

令和 3 年 ● 月 改訂

### 第1章 小児形成外科分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第1条 小児形成外科分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下、細則という）第6条1項3号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2回以上の筆頭もしくは発表指導者としての小児形成外科領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての小児形成外科領域に関する1編以上の学術論文

(認定申請に必要な診療実績)

第2条 小児形成外科分野指導医の認定申請を行うものは、細則第6条1項4号に関して、10症例の手術記録（執刀医もしくは指導助手に限る）および100症例の手術例一覧表（執刀医に限らず）を提出しなければならない。

2. 前項の小児形成外科領域の手術を、以下に分類する。
  - a) 頭蓋骨の先天異常，変形に対する手術
  - b) 口唇裂，口蓋裂およびこれに関連する手術
  - c) 顔面・頸部・耳介の先天異常，変形に対する手術
  - d) 手足の先天異常，変形に対する手術
  - e) 躯幹の先天異常，変形に対する手術
  - f) その他の先天異常，変形に対する手術
  - g) 母斑，脈管奇形，良性腫瘍，悪性腫瘍に対する手術
  - h) 瘢痕，瘢痕拘縮，ケロイドに対する手術
  - i) 外傷，その他の手術
3. 10症例の手術記録は、前項9分類のうち3分類以上を含み、同一分類で5症例を超えてはならない。
4. 100症例の手術例一覧表は、9分類のうち3分類以上を含み、同一分類で50症例を超えてはならない。

### 第2章 小児形成外科分野指導医更新申請書類

(更新申請に必要な学術業績)

第3条 小児形成外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項1号に関して、別表に示す学術業績として総計20点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

ならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第4条 小児形成外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項2号に関して、小児形成外科領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

### 第3章 附則

(改廃)

第5条 この施行細則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

# 専07(3)

## 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則

平成 25 年 3 月 制定  
平成 26 年 4 月 改定  
平成 26 年 10 月 改定  
平成 28 年 4 月 改定  
平成 28 年 9 月 改定  
令和 3 年 ● 月 改定

### 第 1 章 再建・マイクロサージャリー分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第 1 条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下。細則という）第 6 条 1 項 3 号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会，各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2 回以上の筆頭もしくは発表指導者としての再建・マイクロサージャリー領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての再建・マイクロサージャリー領域に関する 1 編以上の学術論文

(認定申請に必要な診療実績)

第 2 条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の認定申請を行うものは、細則第 6 条 1 項 4 号に関して、執刀医もしくは指導的助手として関わった 10 症例の手術記録および 50 症例の手術例一覧表を提出しなければならない。

2. 手術記録、手術例一覧表の詳細は別に定める。

### 第 2 章 再建・マイクロサージャリー分野指導医更新資格

(更新申請に必要な学術業績)

第 3 条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 1 号に関して、別表に示す学術業績として総計 20 点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第 4 条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 2 号に関して、再建・マイクロサージャリー領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

### 第 3 章 附則

(改廃)

第 5 条 この施行細則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

# 専07(4)

## 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 レーザー分野指導医施行細則(案)

令和2年10月 制定

令和3年●月 改定

### 第1章 レーザー分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第1条 レーザー分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則(以下、細則という)第6条1項3号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会(基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む)における、筆頭もしくは筆頭指導者としてのレーザー領域に関する2回以上の発表歴、
- 2) 筆頭もしくは筆頭指導者としてのレーザー領域に関する1編以上の学術論文

2. 日本レーザー医学会レーザー専門医を有するものは、前項の条件を満たさなくてもよい

(認定申請に必要な診療実績)

第2条 レーザー分野指導医の認定申請を行うものは、細則第6条1項4号に関して、10症例のレーザー治療記録および50症例のレーザー治療一覧表を提出しなければならない。対象となる疾患等については別に定める。

2. 日本レーザー医学会レーザー専門医を有するものは、前項の提出を免除される。

### 第2章 レーザー分野指導医更新資格

(更新申請に必要な学術業績)

第3条 レーザー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項1号に関して、別表に示す学術業績として総計20点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第4条 レーザー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項2号に関して、レーザー領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

(改廃)

第5条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

(その他)

第6条 この細則の実施に関して生じる疑義については、委員会で審議し決定するものとする。

### 第3章 附則